

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學130周年記念誌

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-11-27 キーワード (Ja): 377.28, FB22, 国学院大学 コクガクインダイガク キーワード (En): 作成者: 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センタ ー編 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001191

1882 - 明治15年 ◀ 皇典講究所創立

1890

1900

1910

- 大正元年

1920

- 昭和元年

1930

1940

1950

1960

1970

◀ 波谷校舎

1980

1990

- 平成元年

2000

2012

- 平成24年

CHAPTER 3

学部・大学院・機構

学部・大学院	098
神道文化学部	104
人間開発学部	109
法科大学院	115
研究開発推進機構	121
教育開発推進機構	128



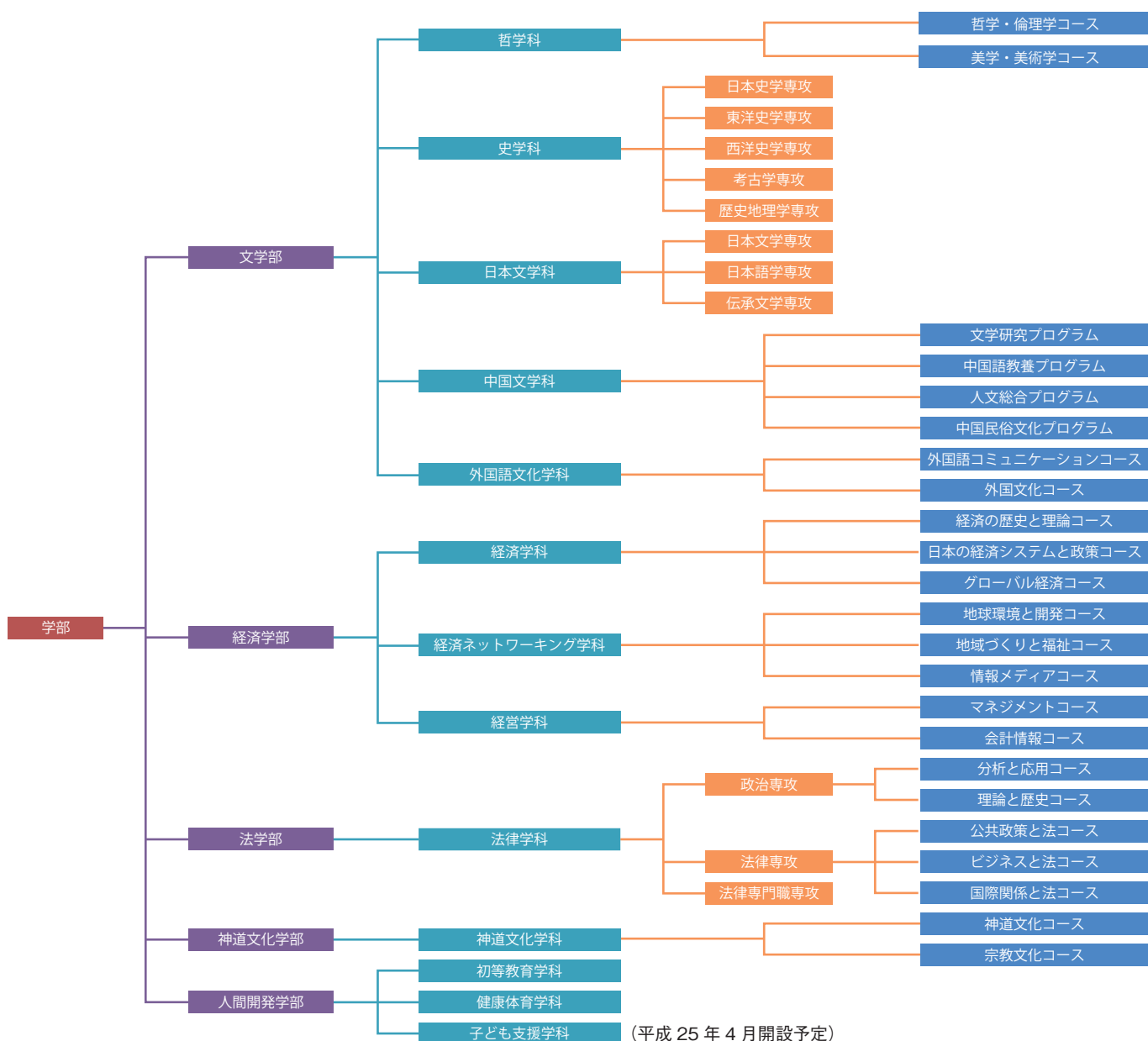
130TH ANNIVERSARY ISSUE OF KOKUGAKUIN UNIVERSITY

学部・大学院

Undergraduate Course・Graduate School

近年、大学を取り巻く環境は、18歳人口の漸減、全入時代の到来、大学間競争の激化など、いずれも大学独自の自律的な改革を必要としている。本学各学部及び大学院の各研究科では、現代社会の要請に応じた様々な改革・取り組みをこの10年の間に実施してきている。

学部



学部組織図 専攻分野とコース（平成 24 年度）

◇文学部

文学部では、平成 17 年度より、学生の就学形態の多様化に対応して、文学部第二部の学生募集を停止し、「文学部」に名称を変更して一本化し、従前の第一部日本文学科・第二部文学科と第一部・第二部史学科も各々「日本文学科」・「史学科」として昼夜開講制を採用し、その他の 3 学科で 7 時限制を実施した。その後、「夜間主のみ」を第一志望とする受験者数の減少を受けて、平成 23 年度より、日本文学科では昼夜開講制を廃止して 7 時限制を採用し、史学科も平成 25 年度より夜間主コースを廃止し、7 時限制を採用する。

中国文学科では、平成 18 年度入学者より、プログラム選択制を採用している。新入生は 1 年間の基礎講義群を受講した後、2 年次から「文学研究プログラム」、「中国語教育プログラム」、「人文総合プログラム」の 3 つのうち 1 つを選択するというシステムである。この改定は、従前の中国古典研究の学統と教育を継承しつつ、研究対象を古典から近現代におよぶ幅広い範囲とし、あわせ

て広く文化事象を学ぶことにより、本学の建学の精神を今日に生かす特色のある教育を行うことを目的としている。「文学研究プログラム」は、古代から近現代におよぶ中国文学の理解に必要な基礎、中国文学全般に関する基礎知識を学ぶもので、教職希望者や大学院進学希望者を対象としている。「中国語教育プログラム」は、中国語リテラシー（読み書き・運用能力）を身につけることが主眼であり、2 年次後期に中国天津市の南開大学へのセメスター留学がある。「人文総合プログラム」は、中国人の衣食住、仏教や道教などの宗教・思想、美術、芸術に関する知識を深めることに重点をおいている。さらに平成 23 年度からは、中国文学を核としながら、東アジア世界に広がる基層文化をも視野に入れ、中国の民俗文化を学ぶ「中国民俗文化プログラム」を新設した。また、専門科目にセメスター制を導入するとともに、初歩的知識や技術を習得するためのリメディアル（導入）科目も設置する。

外国語文化学科では、平成 17 年度より 7 時限制を導入し、さらに、外国語を現場で使い自在にコミュニ



第 1 回國學院大學英語検定試験（平成 22 年 10 月 2 日）

ケーションできる人材を育成する「外国語コミュニケーションコース」と、外国語と文化を一体化してグローバルな視野と判断力を身に着けた人材を育成する「外国文化研究コース」の 2 コースを設けた。

哲学科では、平成 23 年度に日本文学科が定員の一部を減じたことにともない、入学定員が増加したため、指定校推薦を新たに取り入れた。

文学部では平成 22 年、日本の文化・歴史・社会に関する情報を世界に向けて発信することを可能にする英語力を開発することを目標に、第 1 回「國學院大學英語検定試験（國學院英検）」を同年 10 月に実施し、以後毎年行っている。また、この検定に関連して、バスツアーや日本文化を英語で体験するイベントなども開催し、「文化発信型英語力」の開発を推進している。



中国セメスター留学 万里の長城



中国セメスター留学 故宮

◇経済学部

経済学部では、経済学科、経済ネットワーキング学科で行っている経営分野の教育研究を切り離して、新たに「経営学科」を開設することを平成16年4月に文部科学省に申請し、翌17年度より3学科体制となった。「経営学科」には、経営資源の調達や効率的な活用方法など、様々な組織の経営を行う上で必要なガバメントを専門的に学ぶ「マネジメントコース」と、組織の会計計算方法や経営情報の発信方法などを専門的に学ぶ「会計情報コース」の2コースを設けた。また、同年度に平成13年度より導入していたフレックスコース（夜間主）の学生募集を停止して昼夜開講制を廃止し、7時制限を採用している。平成21年度にはカリキュラム改訂を行い、基礎教育・少人数教育を充実させ、翌22年度に多様な形態の専門演習を導入した。

また、経済学部は、平成18年4月に開設40周年を迎えるに当たり、同学部卒業生の組織である院友経済会の後援で、「経済学部40周年（政

経学部55周年）記念会」を同年3月21日に院友会館にて開催した。

◇法学部

法学部では、平成20年度より法律学科に「法律専門職専攻」、「政治専攻」、「法律専攻」の3つの専攻を設置した。「法律専門職専攻」は法律の専門知識を生かすことができる職場を志望し、そのための基礎学力とチャレンジ精神を持った学生を対象とし、「政治専攻」は将来政治に関わる職業に就くことを志望する学生や、「よき市民」として政治に積極的に関わる意欲を持った学生を対象に、「法律専攻」は法律または政治を学んだ上で将来の目標を考えようとしている学生を対象としている。さらに、「政治専攻」では、日本・世界の政治を深く理解するための「理論と歴史コース」と、政治活動の実際をより実践的に学ぶための「分析と応用コース」の2コース制を採っており、「法律専攻」では、「公共政策と法」、「ビジネスと法」、「国際関係と法」の3コース制を採っ

ている。また、この平成20年度の改組とともに、昼間の時間帯を含めたフレキシブルな履修スタイルを望む学生が多数を占めている調査結果などを受けて、平成13年度からの昼夜開講制を廃止して、7時制限に移行している。

◇教養教育

教養教育においては、平成18年度より「入学時学力診断テスト」を国語と英語において実施し、英語のテスト結果により、「First Year English」のクラス分けがなされている。また、平成19年度より、外国語科目をすべてセメスター制に移行した。

平成20年度には、「教養総合科目」の大幅改定を行い、「基礎科目群」「人間総合科目群」「情報処理科目群」「応用科目群」を設けた。これらの科目群は、世界に開かれた日本文化の創造と形成に総合的に寄与し、日本文化を世界に発信できる有用な人材を育成するため、学問の基本的な知識を獲得するだけに留まらず、様々な場面に応じた知識の活用能力や自己表現能力を高め、多様な視点から物事を捉えていく姿勢を培うことを目標としており、平成21年度から運用を開始した。また、人間開発学部学生のみが履修する「導入科目」（科目名は導入基礎演習）も設定した。同年度からは、さらに教養教育を軸とした共通教育の強化充実を図るために、教育開発推進機構共通教育センターにおいて、その強化策を検討し、平成24年度より「教養総合科目」においての小委員会及び連絡担当者を置いた。



経済学部40周年（政経学部55周年）記念会（平成18年3月21日）

大学院

平成 18 年、文部科学省の「大学院教育振興施策要綱」を受けて、大学院設置基準が改正された。本大学院においても、平成 19 年 4 月 1 日施行の大学院学則において、「本大学院は、神道学・文学・史学・法学・経済学に関する専門分野を教授・研究し、自立して研究活動を行う者及び専門的な業務に従事する者の高度な研究能力と豊かな学識を涵養し、人類文化の進展に寄与することを目的とする」（第 1 条）と明文文化し、各研究科の理念・目的についても以下のように明示することになった。

文学研究科

文学研究科は、日本文化の精髓を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる、優れた研究者及び専門

的な業務に従事する者を養成することを目的とする。

神道学・宗教学専攻

神道学・宗教学専攻は、日本古来の伝統宗教である神道を中心とする日本の伝統文化に関して、歴史的思想神学的な理解を深め、内外の諸宗教及びそれに関連する宗教文化の意義と役割を比較研究し、幅広い人材を養成することを目的とする。

文学専攻

文学専攻は、文化・文学・言語に関する高度な研究の深化・発展を図り、その能力を有する研究者の養成、豊かな学識と高度な教育能力をもつ教育者の養成、及び専門的な業務に従事する社会人の再教育を目的とする。

史学専攻

史学専攻は、国内外の歴史学・考古学・地理学・博物館学

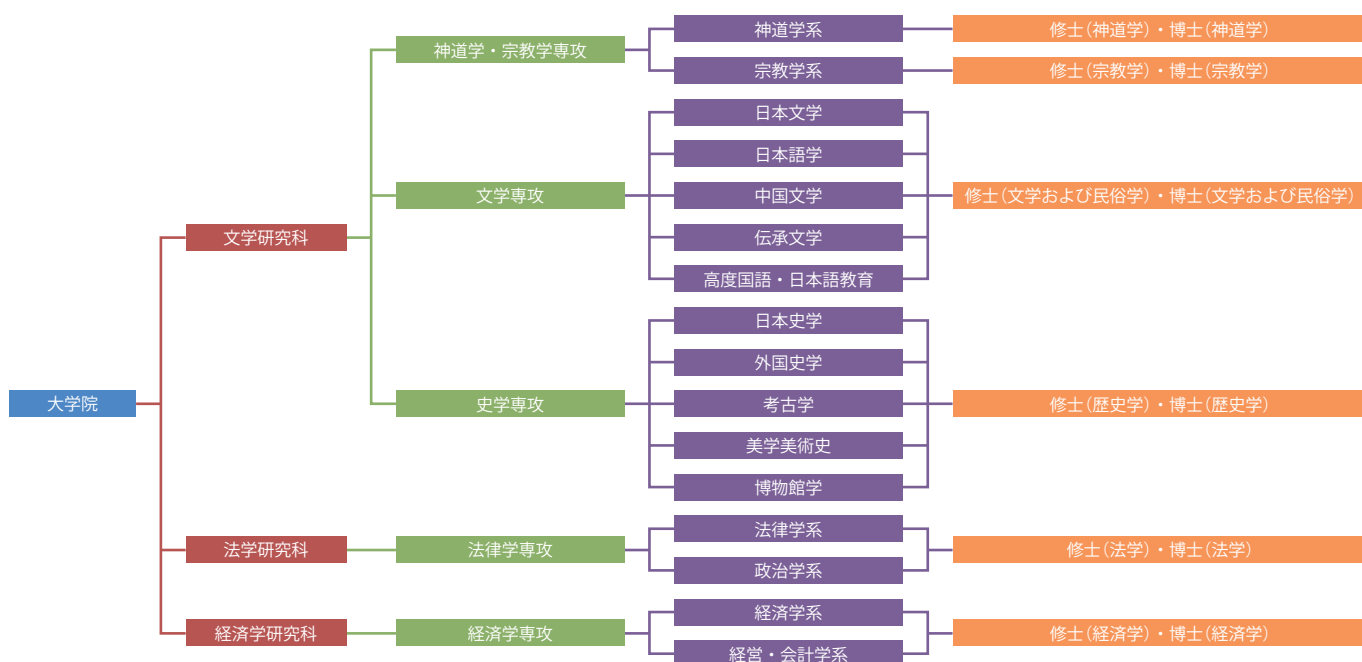
及び美学美術史の幅広い分野に関し研究の深化・発展を図り、各種研究教育機関で研究教育に携わる優れた人材を育成すること、併せて社会人を積極的に受け入れ、幅広い人材を養成することを目的とする。

法学研究科

法学研究科は、学部教育を基礎とし、法学及び政治学に関する、専門的分析能力を用いて先端的問題を総合的に分析・判断し社会的諸問題の解決に貢献する者、及び専攻分野に関し独創的研究を行い指導する能力をもつ研究者を養うことを目的とする。

経済学研究科

経済学研究科は、学部教育を基礎とし、経済及び経済学に関する、高度な専門的知識と能力をもつ職業人、及び豊かな学識



と創造的な研究能力をもつ研究者を育成することを目的とする。

また、大学院では、研究分野の拡大に伴い平成 18 年度から大学院兼任教授制度を導入し、指導体制の充実と学生の研究推進を支援して、学位授与に向けたきめ細かな指導体制を構築し、翌 19 年度にはさらに文学・法学研究科では「論文指導演習」を単位化し、教育の実質化を図った。加えて、同年度には、教育方法の改善と向上、ならびに研究指導の充実を組織的に取り組む大学院 FD 委員会を設置した。平成 20 年度からは、学生への指導体制をさらに強化するため、兼任教授にかわり客員教授制度を導入した。文学研究科では、例年高い博士学位授与率を維持しており、殊に平成 22 年度は 20 名に上り、人文系では全国トップクラスの成果を収めたことにより、課程博士論文の出版助成の維持・拡大を行った。平成 20 年度からは、研究教育の複合領域・学際化と研究者育成のため

に、文学研究科・法学研究科・経済学研究科で大学院特定課題研究制度を発足させている。

◇文学研究科

文学研究科では、平成 20 年度より、文学研究科前期課程の講義科目は、外国大学からの留学など国際化に沿うべくセメスター制とした。平成 22 年度からは、全専攻において、学士課程教育との連携のため、学部 4 年生の大学院科目の先取り履修を制度化した。

文学研究科各専攻の改組については、「日本史学専攻」の名称を平成 18 年度入学者より、「史学専攻」と変更して、哲学系の美術史・思想史分野の科目及び博物館学・文化財学関連科目を新設した。また、「日本文学専攻」も平成 19 年度入学者より「文学専攻」と改称した。さらに文学専攻に「高度国語・日本語教育コース」を新設して翌 20 年度より学生を受け入れ、史学専攻では平成

22 年度から「博物館学コース」「美学美術史コース」を開設した。「高度国語・日本語教育コース」は、より実践的な国語科教員、日本語教育に関する指導者の養成を進める科目内容を持ち、他コースの者も複専修として履修が可能となっており、「博物館学コース」は、博物館学芸員としてのより高度な資質を養うコースであり、同コースも複専修として履修が可能である。

「博物館学コース」は、平成 21 年 2 月文部科学省が公表した、学芸員の質のさらなる向上を求める『学芸員養成の充実方策について』の報告（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）や博物館法の改正、学芸員をとりまく環境変化・時代の要請などを受けて独立のコースとして設けたものである。この博物館学教育を体系的に組織した教育課程を「高度博物館学教育プログラム」と称し、本プログラムは平成 21 年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された。本プログラムの修了者には、本学独自の資格である「國學院ミュージアム・アドミニストレーター」（前期課程修了者）、「國學院ミュージアム・キュレーター」（後期課程修了者）を授与する。

神道学専攻では、従前より宗教学関係科目を多く開講し、学位についても神道学と宗教学のいずれかを授与しているという実績に鑑み、平成 20 年度より「神道学・宗教学専攻」と改称するとともに、首都圏の宗教系大学院との単位互換制度を設けた。協定大学は、駒澤大学大学院人文科学研究科・創価大学大学院文学研究科・大正大学大学院文学研究科・東洋英和女学院大学大学院人間



院友学芸員・高度博物館学教育プログラム

科学研究科・聖心女子大学大学院文学研究科・立教大学大学院キリスト教学研究科の6校である。平成23年度から「宗教文化士」制度が発足し、神道学・宗教学専攻においてもこれに対応できる科目をそろえている。

なお、単位互換制度について史学専攻では、平成10年に青山学院大学文学研究科、中央大学文学研究科、上智大学文学研究科、明治大学文学研究科、立教大学文学研究科、専修大学文学研究科の6大学協定に参加し（このことにより7大学協定となり、後に国土舘大学人文科学研究科、駒澤大学人文科学研究科、東海大学文学研究科、東洋大学文学研究科が加わって現在では10大学協定となっている）ている。

◇法学研究科

法学研究科では、平成19年度より、学部3年生からの「修士課程飛び入学制度」を導入し、これにより学部3年間と大学院2年間の計5年間で「修士（法学）」の学位を取得できることとなった。しかし、「飛び入学」では、学士号を取得していないために、修士号取得まではいわゆる「大卒」と扱われず、就職活動などにおいて不便であることが指摘されていたことを受けて、平成20年度より学部3年生が大学院受験に合格した場合、学部4年生として在籍しつつ、大学院の科目を10単位まで履修できる「先取り履修制度」を設けた。学部3年次終了段階で大学院へ進学するルートと学部4年次在学中に大学院科目を先取り履修するルートがあり、これにより高度専門職業人の育成を容易にする目的で、修士の学位論文の代わりに、自分の関心のあるテーマに基づく「リサーチ・ペーパー」を提出することでも、修士の学位が取得できるようになった。また、平成19年度より、「法科大学院修了者入試」を新設し、研究職に関心のある法科大学院修了者を受け入れている。

◇経済学研究科

経済学研究科では、平成22年度入学者より前期課程において、後期課程への進学と課程博士号の取得、修了後は研究職や教職を目指す「アカデミック・コース」、前期課程で修了し、専門的で深い知識を必要とする職業を目指す「グローバル・コース」、前期課程で修了するとともに税理士や会計士の資格取得を目指す「キャリア・コース」の3コース制を採用した。加えて、同年度入学者より、税理士資格の取得をめざす「キャリア・コース」の学生を対象に、税理士国家試験の受験の負担を考慮し、修士の学位論文として、修士論文の代わりとなる「リサーチ・ペーパー」を新設した。



税理士試験合格祝賀会（平成24年2月29日）

神道文化学部

Faculty of Shinto Studies

創立 120 周年を迎えた平成 14 年、國學院大學は、現代社会に息づいている日本の伝統文化を再認識し、よりよい国家・社会の形成に、建学の精神である神道精神を体して寄与・貢献しうる人材を養成することを目的に、従来の文学部神道学科を改組拡充して、宿願であった神道文化学部を開設した。

國學院大學における神道系学部・神職養成の歴史

本学は、神道に関する学術的研究を行う高等教育機関としての役割を担うとともに、神職養成機関としての歴史を刻んできている。

本学の母体となった皇典講究所では、各地方に置いた皇典講究分所を含めて、創立時より神職資格（学階）の認定・授与を担った。明治 19 年には神職の学階授与を定めた「学階選叙式」を制定し、明治 23 年には「学階授与規則」と改定した。同規則は明治 40 年に改正を行い、この後多少の改正を加えつつも、戦前における学階授与の典拠となった。また、この間の明治 31 年に財団法人となった皇典講究所は、創立の趣旨に基づいて神職養成事業のさらなる拡充を期し、明治 33 年に神職及び神職志望者のための「神職講習会」を開設した。本講習会における科目は祭式・道義・国史・国文の四科で、講習期間は 5 ヶ月 20 週であった。明治 42 年に内務大臣より神職養成事業が委託されたことを受けて、本講習会を発展的に解消し、新たに神職養成部を設けた。神職養成部には、将来有為の神職の養成を目的とする神職教習科、現任神職の講習を行う神職講習科、祭式講習科を置いた。

その後、大正 9 年の大学令大学への昇格にともなう道義科の充実の一環として、神職教習科の修業年限を 10 ヶ月から 2 年に延長し、昭和 2 年には前年に神職教習科を廃止した上で、本学に専門学校令による修業年限 3 年の附属神職部を設置した。この神職部は、主として高等神職の養成が目的であったため、普通神職の養成を主とする神職養成部を昭和 3 年に改めて設置し、昭和 21 年まで継続した。神職部のほうは、昭和 4 年には神道部へと拡充し、昭和 11 年に修業年限を 4 年に改めた。昭和 19 年、戦時の非常時に対応して、神道部は高等師範部とともに専門部に改組された。一方、戦前の本学では、「神道学部」や「神道学科」のような、いわゆる神道系学部・学科と呼べる、「神道学」に特化した学部・学科の設置は行わなかった。これは、本学の学問的観念として、「神道学」を（総合的学問としての）「国学」と同一視し、神道に関する学問・研究を専門化（神道学として特化）するのではなく、あらゆる学問から総合的になされるべきであるという認識によるものであった。

終戦後、皇典講究所の神社本庁へ

の結集にともない、本学では従来の神道の学術的研究とともに、同庁の委託による神職養成を担うことで、その神職養成事業を継承し、平成 24 年現在、神職養成に関する課程として、神社本庁神職課程の高等課程にあたる学部のほか、専攻課程Ⅰ類にあたる神道学専攻科神道学専攻、普通課程Ⅰ・Ⅱ類にあたる別科神道専修Ⅰ類・Ⅱ類がある。また、皇典講究所時代における神職養成の講習会も戦後に引き継がれ、祭式講習会を春夏 2 回実施し、昭和 23 年には、神職養成講習会に改められ、その回数は平成 24 年までに 120 回を越え、受講者数も 15,000 人以上を数える。

また、戦後における神道系学部・学科をめぐるのは、神道をはじめ宗教を学術的に研究する学科として、昭和 23 年の文学部開設にともない、同学部内に宗教学科を設け、本学科の卒業生の有資格者には、神職階位が付与された。本学科は昭和 30 年に神道学科に改称して、神道・宗教の学術的研究と高等神職の養成を引き続き担った。但し、このような「神道学科」という一学科の状態に対して、学内外から「神道学部」への昇

格が早くから唱えられ、殊に昭和57年、本学創立100周年を迎えたのを機に、院友神職有志が全国の院友神職に対して、神道学部設置を呼

びかけた。本学でも神道学部の設置に本格的に乗り出し、昭和62年には全学的な神道学部設置検討委員会を設置して検討を行ったが、実現し

なかった。しかし、この後も神道系学部の設置が継続して唱えられていった。

開設までの経緯

阿部美哉学長は、平成14年の創立120周年を機に、神道系新学部を設置することを提唱し、学長基本構想として、第一に建学の精神を継承しそれを発展させること、第二に神道学の幅を広げること、第三に神職後継者を育成・確保すること、の3点を掲げた。本法人理事会は、平成11年11月10日以来、神道系新学部設置構想小委員会を設置して議論を行い、この結果、平成12年2月25日の理事会において、創立120年記念事業として神道系新学部の平成13年度申請・14年度開設を決定した。これを受けて3月3日の全学教授会において、阿部学長は「神道文化学部の設置について」の提案を行い、同月14日に承認された。

この後、平成12年6月21日の全学教授会で、阿部学長は「神道系新学部に関する件」を上程し、神道系新学部の設置に関する学長の基本構想を教学の立場からより具体的に論議するため、全学教授会の下に「神道系新学部設置準備委員会」の設置を提案した。これにより、文学・法学・経済の3学部長や学長特別補佐、教務部長、事務局長のほか、各学部・学科や事務局等より選出された委員・幹事で構成する神道系新学部設置準備委員会が設置され、互選により委員長に平林勝政教授、副委員長に阪本是丸教授が選任された。

以後、同委員会は、平成12年12月9日まで計12回開催され、12月11日に審議結果を阿部学長に答申した。この答申を受けた阿部学長は12月19日の全学教授会に「神道文化学部」設置に関する件についての審議および議決を求めた。審議事項の内容は、次の5項目であった。

- ①「大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則」（平成3年文部省令第46号）第6条「当該大学の学部若しくは当該大学の学部の学科を廃止し、その職員組織等を基に、当該大学の収容定員の増加を伴うことなく、当該大学に他の学部を設置しようとする場合」という規定に基づき、文学部第一部神道学科及び第二部神道学科を廃止し、その

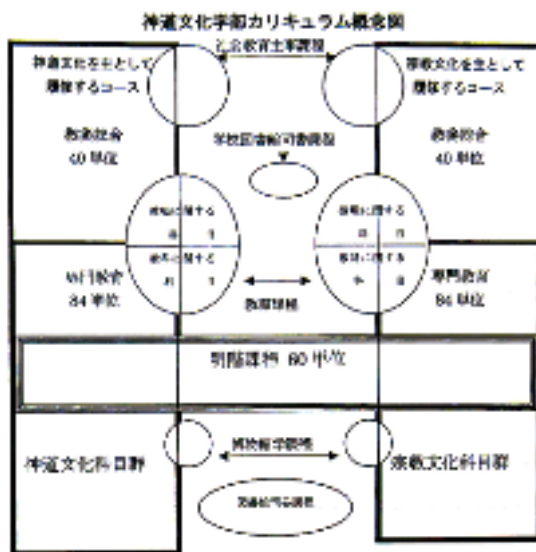
職員組織等を基に、新たに神道系新学部（以下、「新学部」という）を設置する。

- ②新学部の設置申請は、平成13年4月末日までに行うものとし、平成14年4月の開設を目指す。

- ③新学部の名称は「神道文化学部」とし、設置学科は「神道文化学科」の一学科とする。

- ④新学部は昼夜開講制を導入し、収容定員は昼間主コース400人、夜間主コース320人とする予定である。

- ⑤「大学設置基準」（昭和31年文部省令第28号）第13条及び別表第1イ備考5に規定する新学部設置に必要な専任教員数は14人以上となっているが、そのうち10人は現在の神道学科専任教員を以って充て、残余



神道文化学部開設当初のカリキュラム概念図

の4人以上については日本文化研究所所員会議及び全学教授会の理解と協力を得て充当する。

また、資料として「神道文化学部設置の趣旨と構想の概要」が添付された。同資料では(1)「新学部設置の趣旨の展開」、(2)「カリキュラムの具体化」、(3)「六条申請を前提とする前記(1)、(2)の検討結果にふさわしい新学部の名称」が示され、殊に(3)の「新学部の名称」については、「神道文化学部、神道学部神道学科、神道宗教学部神道宗教科、日本文化学

部、比較文化学部等が候補として挙げられたが、神道の宗教的独自性や学問的対象としての輪郭を明確にする意味で「神道」を冠するものの、神道を宗教のみならず、広く生活に根差した文化として把握する観点や、比較宗教、比較文化等との関連及び将来の学部学科の発展的拡充をも視野に考慮して、学部名・学科名ともに「神道文化」を冠したとある。

全学教授会は、この「神道文化学部」設置に関する件を承認し、翌日となる12月20日の理事会で、平成14年4月開設を正式に決定した。

平成13年4月27日に「学校法人國學院大學寄附行為変更認可申請書」を文部科学大臣宛に提出し、7月6日には「大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則第1条第4項の規定」に基づき、「学則(学則等の変更事項、新旧対照表)」等の追加書類を提出して、8月1日付で認可された。これにより、平成14年4月1日付で神道文化学部神道文化学科が開設し、学部長に安蘇谷正彦教授が、副学部長に阪本是丸教授が各々就任、本学部第1期生として241名が入学した。

概 要

神道文化学部の理念と目的

本学は、明治15年の皇典講究所創立以来、神道を柱とする建学の精神の具現化のために努力を積み重ねてきた。神道文化学部は、こうした長年の努力を継承して、建学の精神としての「神道精神」(主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神)を、研究教育を通して涵養することを目標の一つと定め、現代社会に息づいている日本の伝統文化を再認識し、より良い国家・社会の形成に「神道精神」を体して貢献する人材を養成することを目的として設置された。それゆえ、神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習ならびに内外の諸宗教及び関連する宗教文化の分析と比較を通して、国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し、社会の健全な形成に貢献する人材を育成することが、本学部の理念・目的である。また、このような理念・目的に基づいて、本学部の社

会的使命は、日本文化の根幹として長い歴史を有する神道を体系的に学び、あわせて内外の宗教と宗教文化に対する知識を幅広く学修して宗教の意義・役割等に精通し、国際化・情報化された現代社会に即応しつつ、平和で健全な社会・国家の形成に寄与し得る人材を育成することにある。

神道文化学部の カリキュラム・演習

神道文化学部は、神道および内外の宗教文化を幅広く学修するための教育課程を整えている。

神道文化学部神道文化学科には学科内コースとして「神道文化コース」「宗教文化コース」の2コースを設定し、各々に適合する授業科目群を1年次から配置している。これは学生の関心に応じて主体的に履修科目を選択するための緩やかなコース区分で、どちらのコースを選択しても

他方の授業科目群を履修することができ、コース選択は3年次前期の履修登録時に確定する。演習科目については、平成19年度より2年次における「神道文化演習」を開設し、導入教育科目である神道文化基礎演習と3・4年次の基幹演習へと連携することにより、学部としての一貫した少人数教育体制の要を確立して、学部の理念・教育目標・スキルの獲得を適切に行なうための個別指導体制をより強固なものとしている。

また、本学部では、昼間の授業時間帯と夜間の授業時間帯を設定して、そのいずれの時間帯においても同じカリキュラムに基づいて授業を行う昼夜開講制(フレックス開講制)を採用しており、夜間の時間帯(フレックスA)でしか授業を受けないことを選択した学生全員に対しては、授業料の半額相当を給付するフレックス奨学金制度を設けている。さらに、夜間の授業時間帯で授業を履修する学生に向けて、都内神社の

社務所などに起居し、昼間は神社での奉仕を通じて、神職になるために必要な実務と精神を体験的に学習する、学部神社実習生制度がある。

神職養成カリキュラム

平成14年に開設された神道文化学部の神職養成カリキュラムは、神社本庁の「神職養成機関に関する規程」が、大学教育の独自性を尊重しつつ、学生の主体的なテーマ選択による幅広い学習が行えるよう、平成13年6月に改正されたことを踏まえて、神職課程必要単位となる学科目の多くを複数の選択必修科目と位置付けるなどの見直しをはかったものである。これは、神職の養成を主体とするコースとして設置された「神道文化コース」履修者のみならず、学術研究を目指すコースとして設置された「宗教文化コース」履修者にも取得しやすい科目構成としたものである。また、国際化・情報化に対応した科目等も設けられたほか、神職として神社に奉仕した際に必要な知識としての神社管理に関する科目の設置等の配慮がなされている。

また平成18年度からは、4年次生を対象に、卒業と同時に指導的神職として活躍できる人材を育成することを目的として、神社本庁神職階位「明階」が授与される1年間の「明階総合課程」を新設した。これ以前は、「明階」階位の履修者は卒業時に神社本庁神職階位「正階」が授与され、「明階」の授与は2年間以上神職として在職し、初任研修（4日間）および各種研修（4日間以上）を修了した者とされていたが、平成18年度新設の「明階総合課程」の

履修においては、次の6つの条件を満たす者に対して、本学神道研修部委員会で選考した上で受講が許可されることとなった。

- ① 3年次での高等課程の必修単位をすべて修得している者。
- ② 高等課程の神務実習をすべて修了し、かつその実習成績の優秀な者。
- ③ 「神社祭祀演習Ⅰ・Ⅱ」の成績評価がA以上の者。
- ④ 卒業に必要な124単位のほかに、別に掲げる開設科目16単位を履修・修得し、かつ本学神道研修部委員会認定の「神社実習」2単位を履修・修得できる見込みのある者。
- ⑤ 神社本庁の最終成績審査（論文）に合格できる見込みのある者。
- ⑥ 卒業後、神社本庁傘下神社に奉職する意志強固な者。

なお、この課程に関する教務事務は教務課、神務実習は神道研修事務課が取り扱っており、本課程を修了した後、神社本庁の成績審査に合格すれば、「明階」の資格が授与される。

また、平成23年度からは、神社会から神務実習における本学在学学生や神社に奉職した本学卒業生の資質向上に関する要望に応えるため、神社祭式行事作法に関する技量や祝詞作文能力、神社実務能力といった実地面のほか、将来の指導的神職に相応しい神道の知識・学力を集中的に身につけられるよう必要な科目を見直し、カリキュラムを改定して実施することとなった。改定の骨子は、以下の通りである。

- ① 「神道古典に関する講義又は演

習」、「神道祭祀に関する講義又は演習」、「神道教化に関する講義又は演習」で、必要な科目を追加必修化する。「古典講読ⅢA」・同「ⅢB」、「祝詞作文Ⅰ」・同「Ⅱ」を必修とし、選択必修であった「祭祀学Ⅰ」・同「Ⅱ」と「神社祭祀概論Ⅰ」・同「Ⅱ」、「神社ネットワーク論Ⅰ」・同「Ⅱ」と「神道教化概論Ⅰ」・同「Ⅱ」をともに必修とする。

- ② 「神道神学に関する講義又は演習」で選択の幅を絞り込み、「国学概論Ⅰ」・同「Ⅱ」を「その他、神道及び宗教に関する講義又は演習」に移す。
- ③ 「神社祭祀演習Ⅲ」を演習として実質化させるため、2つのセメスター科目に分割する。
- ④ 「神社実務に関する講義又は演習」の必修科目名称を変更（宗教行政研究Ⅰ・Ⅱ）し、内容を見直す。
- ⑤ 「神社実務に関する講義又は演習」に情報処理、雅楽、書道に関する選択科目を追加する。
- ⑥ 「その他、神道及び宗教に関する講義又は演習」を弾力化し、①の必修科目増加による選択の幅の狭まりを緩和する。選択必修科目を所定の単位数を超えて修得した場合もこの修得単位数に算入し、従来は神職課程科目から外れていた神道文化学部専門科目もここに組み込む。
- ⑦ 「その他、神道及び宗教に関する講義又は演習」にあった「神社実務演習」を外し、明階総合課程科目として位置づけなおす。
- ⑧ 「神社祭式概論Ⅰ」・同「Ⅱ」、「神社ネットワーク論Ⅰ」・同「Ⅱ」の開講年次を見直す。

○『プレステップ神道学』

平成 23 年度より、1 年次の神道文化基礎演習、教養総合・主題講座において神道学に関する共通テキスト『プレステップ神道学』の利用を始めた。本テキストは、神道文化学部教員により編集され、共通テキストを利用することにより、学生の理解を増進させることに役立っている。(阪本是丸・石井研士編、弘文堂、平成 23 年)



○観月祭

観月祭は、神道文化学部主催により、平成 22 年 10 月 23 日に斎行されたのを初とし、平成 24 年は創立 130 周年を記念して大学行事となる。観月祭では、本学神殿前広場に舞台をしつらえて、神楽舞や舞楽の奉納等が行われる。



○成人加冠式

新成人となる神道文化学部学生が、衣冠、正服、斎服を着用して、本学部長や教員より加冠を受ける儀式である成人加冠式が、平成 20 年以降毎年行われている。

人間開発学部

Faculty of Human Development

國學院大學は、創立以来の人材育成の伝統を発展的に継承するとともに教育養成を一層拡充し、建学の精神に基づく日本の伝統文化教育を基盤に、教育学・体育学を中心とする学際的・実践的な学問を教授して、初等教育に関わる教員や、健康・スポーツの促進に関わる指導者などの育成を目的に「人間開発学部」を平成21年に開設した。

國學院大學における教員養成の歴史

本学では、建学の精神の基礎にある有栖川宮幟仁親王の告諭に示された「徳性の涵養」に基づいて、創設以来、人材の育成を中心活動の一つに据えており、その主要な人材輩出の一分野が教育界である。

本学における教員養成は、明治23年4月20日より開催された皇典講究所事業拡張協議会の決議案中、皇典講究所に「國學院」を設けて、その卒業生には「中学・師範学校教員タルノ資格ヲ得シムベシ」と、國學院設立に先立ちその卒業生に教員資格を得しむべきことが提起されていた。

明治20年代まで、中等教員（師範学校・中学校・高等女学校の教員）の無試験検定制度は、高等師範学校をはじめ、文部省が指定した官立学校に限定されていた。それゆえ明治31年に、本学を含めた東京府下の諸学校は、現行の学制を改正して、これら私立学校の卒業生に教員資格の特典を付与する建議請願書を文部大臣に提出した。翌32年、政府は中学校令をはじめ諸学校令を公布して学校制度の整備を行うとともに

に、文部省令第25号を発して、公立学校等の教員免許規程を定め、その卒業生に対して中等教員資格を付与することになった。これを受け本学は卒業生への中等教員の資格取得を申請して認可を受けた。

明治37年における専門学校令の認可申請に当たり学則を改正して、従来の本科を師範部とし、明治40年に国語漢文歴史科を国語漢文科・歴史地理科（明治43年、歴史科と改称するも、大正元年に廃止）の2科に分けた。修業年限は他の教員養成機関に比べて1年短い3年で中等教員を養成するものとし、卒業生は中等教員無試験検定を受けることができた。同様に、師範部とともに設置された大学部の卒業生も明治38年に無試験検定の取り扱いの認可がなされた。

大正9年の大学令大学への昇格にともない、師範部を高等師範科と改称し、大正12年にはさらに高等師範部と改め、修業年限は従来通り3年とした。前年の大正11年には学力不十分な者に対して、さらに1年間の勉学期間を設ける臨時専攻科

（国語漢文部・歴史部）を本学研究科内に設け、加えて大正13年には、高等師範部卒業生のうち、さらに深く研究する者のために修業年限2年の研究科を別に置いた。この大正12年から13年にかけては、新制度に拠る卒業生への中等教員および高等教員の無試験検定規程を定めて申請し、学部および大学予科卒業生に対して中等教員無試験検定を、学部卒業生に対しては、高等学校高等科教員無試験検定を受ける資格を与えることとなった。

昭和に入り、3年に高等師範部の修業年限を延長して4年とするとともに、同部を修身・国語・漢文を専攻する第一部と、歴史・国語・漢文を専攻する第二部とに分ける認可を得、加えて翌4年には、第一部の卒業生には修身・国語・漢文の3教科、第二部の卒業生には歴史・国語・漢文の3教科の中等教員無試験検定の資格が文部省告示第189号をもって認可された（翌5年には附属神道部の卒業生にも認可された）。この改正にともない研究科を廃止し、臨時専攻科は高等師範部内

の専修科（第一部・第二部）となり、昭和7年まで継続した。この後昭和10年代になり、戦時体制へと次第に変わっていく中で、本学でも昭和14年に高等師範部の二部制を、第一部を廃止して第二部を拡充した一部制とし、翌15年には高等師範部と興亜部を合わせて、専門部とした。

戦後も教員養成に努め、昭和24年の教員職員免許法等の公布を受けた免許法認定講習の開講や、昭和29年の教員免許法改正にともない「教員養成課程認定申請書」を提出、中学校・高等学校の教員免許状の認定を受けた。本学では、このような創立以来の教員養成の伝統と実績をさらに強固にするため、教育学科の

設置を昭和38年と46年とに構想を立て検討したものの、他の重要問題の山積や検討期間の短さなどから、十分な結論を得るに至らず実現しないままとなったが、学部からは引き続き多くの教員を輩出して「教職の國學院」と呼ばれている。

開設までの経緯

本学にとって長年の宿願であった教育系新学部の設置構想、および本学における従来の中等・高等教育に携わる教員養成の伝統と実績に基づき、さらに初等教育に係わる教員の養成課程をもつ新学部の設置に向け、本法人では、平成19年9月1日に「教育系新学部設置室」をおき、新学部の具体的内容の検討を本格的に開始した。この結果、高度の教育力と指導力を持つ小学校教員を養成する「初等教育学科」と、地域・企業等で教育や健康指導を担うスペシャリストを養成する「健康教育学科」の2学科から成る人間開発学

部設置の構想をまとめ、その構想については、『学報』第557号（平成20年4月10日）を通じて公表された。その後、理事会および評議員会の承認を得て、平成20年5月27日、文部科学省に平成21年4月設置認可を申請し、平成20年10月31日付で文部科学大臣から人間開発学部設置が認可された。その際、「健康教育学科」は、「健康体育学科」に名称変更した。これを受けて、初等教育学科と健康体育学科の2学科の入試募集を行い、定員200名に対して10倍ほどの志願者があり、結果として229名が入学

した。また、平成21年4月1日付で、学部長に新富康央教授、副学部長に一正孝教授が各々就任した。加えて、本学部の開設にともない、メインキャンパスとなるたまプラーザキャンパスの機能強化のため、同日付で事務局の改編を行い、大学事務局にたまプラーザ事務部を新設した。たまプラーザ事務部は、総務部にあったたまプラーザ事務課を管轄するとともに、たまプラーザキャンパスにおける教学事務部教務課や学生事務部学生生活課の管轄業務も担当している。

概要

「人間開発」の理念と人間開発学部の目的

人間開発学部では、近年人材育成の分野に強く求められている「人間力の育成」という社会的要請に応えるため、「人間開発」という新しい発想・理念による「人づくり」を目指している。ここでいう「人間開発」とは、様々なストレスやプレッシャーなどによって閉じられたまま

になっている人間の潜在能力や才能を、「弾ける」「^{はじ}拓く」「^{ひら}拡がる」ように引き出し、その人がその人らしく生きようとする力、すなわち「人間力」を育むことにある。

こうした「人間開発」を目指す本学部の主な目的は、

- (1) 本学の建学の精神である「神道」を中核とする「日本の伝統文化」

を対象とする学びを基盤としつつ、その継承・発展を担い、未知なる広い「世界」を視野に入れた活動のできる人材を育成すること。

- (2) これからの教育者や指導者が修得しておくべき「コア・コンピテンシー」（中核能力）、すなわち、①論理的科学的思考力、②

身体表現力を含む自己表現力、③獲得した知識・技能の活用力、④体験的に課題解決を求めて探究する能力、を的確に育成し、これらの能力を統合する「人間力」を備えた人材を育成すること。

- (3)「民学官」(住民・大学・行政)連携を掲げ、大学と地域社会・地域住民がともに手を携えて地域における社会貢献活動を推進する「共育」によって、「地域に育てられ、地域とともに育つ」人材を育成すること。

にある。

そして、その具体的な帰結として、高度な教育力と指導力を持つ教員や、地域・企業において教育・健康指導を担うスペシャリストを養成することこそが、人間開発学部の設置理念であり、目標である。

人間開発学部の特色

①本学の「建学の精神」に基づい

た日本の伝統文化に関する教育

本学の「建学の精神」(主体性を保持した寛容性と謙虚さ)に基づく伝統文化教育により、「人間開発」の基盤となる日本の伝統文化の意義を学び、その継承・発展を担う人材を育成。

②「科学する眼」と「実践する力」を備えた「人づくりのプロ」の育成

人文・社会・自然・人間諸科学の各専門分野における理論に精通した教員や、教育現場での実践に基づく優れた指導技術を有する教員を多数配置することで、理論と実践の双方を兼ね備えた人材を育成。

③「やってみたい」(夢)を「できる!」(実現)に導く多彩なカリキュラム編成

各人の関心に対応し、その個性を活かして願望が実現できるように、学科ごとにそれぞれ4つの「展開科目類」を準備するなど、多様な専門性を有した学際的カリキュラム編成。

④教員と学生たちが心を通わせて響き合う少人数型の「響同」学習

「導入基礎演習」担当教員ごとに設けられる「ルーム制」や、各演習・卒業論文担当教員を中心とする「ゼミ制」による、きめ細やかな修学・生活指導。

⑤社会体験的な実習・演習等を通じた、大学と地域社会との連携による「共育」の実践

教育実践総合センターと地域ヘルスプロモーションセンターを中核として、教育実習や教育インターンシップ、野外実習、ボランティア体験などを通し、地域社会との連携を促進。

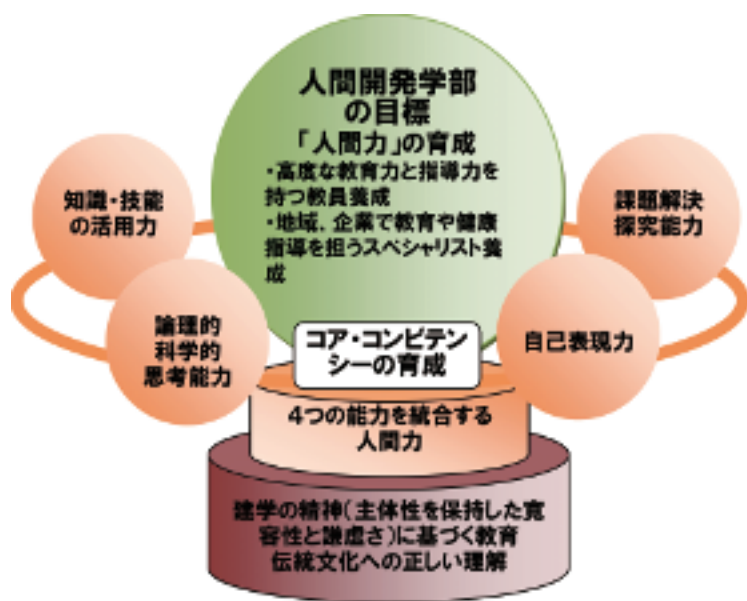
なお、これら5つの特色のうち、④に示された「響同」については、平成22年9月24日付で商標登録がされている(商標登録第5356683号)。

人間開発学部の各学科

人間開発学部には、開設時より初等教育学科と健康体育学科の2学科があり、平成25年度より、子ども支援学科を新たに設置する。

■初等教育学科

初等教育学科は、学習指導要領の改訂で重視されることとなった伝統文化、言語活動、理数教育、体験活動、外国語活動等の充実を踏まえながら、現在の教育界が抱える様々な問題に対応できる高度な教育力と指導力を備えた小学校教諭の育成を目的としている。その他、小学校教育との接続を目指す創造性豊かな幼稚



園教諭、社会教育主事、一般企業のエducational担当スペシャリスト、出版・育児関係の教育産業従事者など、様々な分野で課題解決に対応できる人材の育成を目指す。取得学位は学士(教育学)で、取得することが可能な主たる免許・資格は「小学校教諭一種免許状」、「幼稚園教諭一種免許状」、「社会教育主事」である。

■健康体育学科

健康体育学科は、高い競技成績などの成功体験と同様に、挫折や失敗の中からも子どもの潜在的可能性を見いだすことができる「人間開発」型教育者・指導者の育成を目的とし、中学校・高等学校保健体育科教員および健康・スポーツ指導者、多様な変化を見せる健康・スポーツに適切に対応できる専門的知識と自己表現力・コミュニケーション力を身につけた地域社会におけるスポーツリーダー、消防・警察等の人命の安全に係る公務員などの養成を目指す。取得学位は学士(体育学)、取得することが可能な主たる免許・資格は「中学校教諭一種免許状(保健体育)」、「高等学校教諭一種免許状(保健体育)」、「社会教育主事」、「スポーツ指導基礎資格(財団法人日本体育協会公認)」、「健康運動指導士(財団法人健康・体力づくり事業財団認定)」の受験資格である。

■子ども支援学科

子ども支援学科は、本学の建学の精神である神道精神(主体性を保持した寛容性と謙虚さ)に基づく日本的子育て観や子ども文化の理解を踏まえた「人間開発」型の幼児教育・保育を基盤としつつ、「子どもと子育てを応援」する「手当ての幼児教

育・保育」を目指し、地域社会における「子ども・子育て支援」をリードする人材を養成する。取得学位は学士(教育学)、取得することが可能な主たる免許・資格は「幼稚園教諭一種免許状」、「保育士資格」、「社会教育主事」である。

人間開発学部設置のセンター

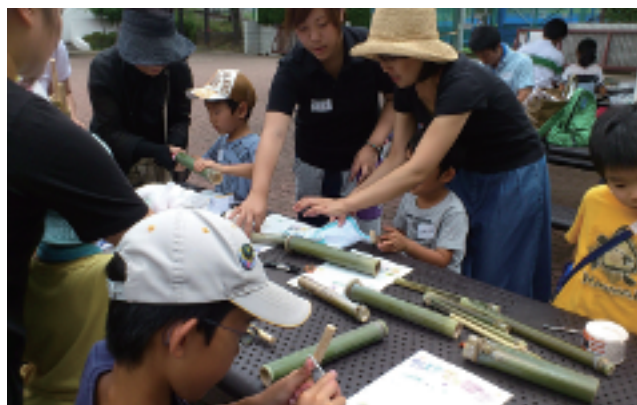
■教育実践総合センター

教育実践総合センターは、「教育」・「研究」・「社会貢献」の三分野における実践的研究指導センターとして、人間開発学部開設とともにたまプラーザキャンパスに設置された。本センターは、教育インターンシップや教育実習等の支援を主に担う「学生支援領域」と、地域教育関係諸機関や現職教員との連携支援を主に担う「地域教育支援領域」の2つを擁している。「学生支援領域」として、将来の教師を目指す学生を支え、教職に就いた後に役立つ基礎力形成のため、人間開発学部学生を対象にした基礎力形成講座「未来塾」を開講している。「地域教育支援領域」としては、全国から現職教員受講者を集めたセミナーを開催している。本センターの定期刊行物として

『國學院大學人間開発学部教育実践総合センターだより 思ひ草』をたまプラーザキャンパスで配布あるいはホームページ上で公開している。

■地域ヘルスプロモーションセンター

地域ヘルスプロモーションセンターは、平成22年2月22日にたまプラーザキャンパスにてオープンした。本センターは「地域住民の健康づくり、運動プログラムの提供」、「地域住民への公開指導会実施」、「外遊び好きな元気な子どもの育成計画」、「子どもの運動指導者の育成」を活動の柱とする。オープンにともない、本センターの事業内容や施設・設備、利用方法をわかりやすく説明した『國學院大學人間開発学部地域ヘルスプロモーションセンターインフォメーション』や、定期刊行物として『國學院大學人間開発学部地域ヘルスプロモーションセンターだより』(平成22年10月22日創刊)を各々発行し、たまプラーザキャンパスでの配布やホームページ上での公開を行っている。本センターでは開設以来、学生スタッフ(CSS)とともに、具体的な活動内容として、青葉区福祉保健センター等と協力した中高齢者対象の「横浜市青葉16地区ウォーキング教室」や「新荏田



地域ヘルスプロモーションセンター「親と子で、竹を使って夏休み」



第1回「人間開発学部長賞」表彰式（平成24年1月25日）



人間開発学会第1回大会（平成21年11月14日）

連合自治会健康チェック」、また子どもと親が揃って参加できる「親子で、竹を使って夏遊び」や「親子でゲット、ボール運動のコツ!!」などを開催するなど、社会連携・地域貢献運動を展開している。

人間開発学部長賞

平成23年度より、人間開発学部の理念に基づいた、本学部学生による優れた実践的活動を表彰することを目的に「人間開発学部長賞」の授与を行っている。選考は、本学部内の選考委員会が行い、本学部の2年次から4年次に在籍する学生が対象となる。選考基準は優れた教育的実践活動を行った者、優れた地域貢献活動を行った者、課外活動等において優れた実績をあげた者、その他選考委員会が認めた者のいずれかに該当する者であり、選考委員会による選考の後、本学部教授会の議を経て、学部長が決定する。第1回の受賞者は13名で、表彰式は平成24年1月25日にたまプラーザキャンパス1号館第2会議室にて行われた。

人間開発学会

人間開発学部では、日本の伝統文化理解を基盤としつつ、教育学・体育学などの諸分野を実践的な学問へと体系化する新たな学際的領域である「人間開発学」を樹立するため、それに関わる学術活動および学生の修学・活動支援を行う「國學院大學人間開発学会」を、平成21年10月28日に第1回総会を開いて設立した。初代会長には、新富康央人間開発学部長が就任した。

人間開発学会は、人間開発学部の構成員（専任教員・学生）および本学会の目的に賛助する者によって構成される。本学会の事業内容は、①大会（毎年11月に1回）・研究会・講演会・体験型講座・その他の会合、②機関誌『國學院大學 人間開発学研究』（人間開発学部の紀要を兼ねる）の編集・刊行、③本会の学生会員が主体的に企画・運営を行う「人間開発学」に関わる事業、④その他、本会の目的達成に必要で理事会が適当と認める事業、である。これら事業を遂行するため、本学会には理事会・編集委員会・学生活動支援委員

会が組織され、また学生活動支援委員会の助言・指導を受けつつ協議を重ねて、「人間開発学」に関わる事業の主体的な企画立案・運営を行う、学生会員を代表する学生企画委員からなる学生企画委員会も設けられた。

社会連携・地域貢献運動

人間開発学部では、地域社会・地域住民との社会連携・地域貢献への取り組みを行っている。また、こうした取り組みには、本学部学生が運営やサポートに携わっており、学生の実践経験の場といった、教育活動の一環としての役割も果たしている。

○共育フェスティバル

毎年10月に開催している子育て支援の総合イベントで、人間開発学



共育フェスティバル トークセッション

部開設の平成 21 年度より開催している。共育フェスティバルでは、本学部が取り組んでいる数々の事業・活動に即したブースを設置するほか様々な企画を実施しており、また毎年著名人を招待したトークセッションも開催している。本フェスティバルの運営は、本学部学生と学生アドバイザーが協力して行っており、学生の相互交流の場としても機能している。

○チームさがみはらプラス

チームさがみはらプラスは、「夢叶え・HERO 育成プロジェクト」と題し、相模原市において子どもたちを街ぐるみで育成することを目指している NPO 法人である。本プロジェクトでは、サッカーを通じた人間育成が行われており、人間開発学部では本プロジェクトに科学的データの提供や科学的根拠に基づいたトレーニング方法の提案を行っている。

○万葉エコ Bee プロジェクト

平成 24 年 4 月より開始した、養



万葉エコ Bee プロジェクト はちみつ



万葉エコ Bee プロジェクト 蜜蜂

蜂を通じて地域に貢献するプロジェクトで、養蜂を通じて、たまプラーザ地域の環境を調べ、自然と共生する緑豊かな街づくりを地域住民と連携して考えていくことを目的としている。

○人間開発・花咲くプログラム

本学の建学の精神に基づく人間開発学部の設立の趣旨に鑑み、地域社会の子どもたちを対象とする「絵本キャラバン」「たまプラーザ宇宙の学校」「鎮守の森子ども・子育て支援」の 3 つのプロジェクトを通して、本学部学生の「コア・コンピテンシー」(中核能力)を的確に育成するとともに、地域における社会貢献活動を推進する「共育」を実践する。

①絵本キャラバン

小学校や幼稚園、児童館等で絵本の読み聞かせ活動を行っている学生グループで、平成 21 年に発足した。人間開発学部教員が指導を行うほか、児童劇団や図書館司書などのゲスト講師を呼んでのワークショップの開催、また会場となる小学校では同校の教諭からアドバイスを受けるなど、学校教諭を目指す学生にとっても貴重な体験の場となっている。

②たまプラーザ宇宙の学校

平成 22 年より、自然科学分野の教育の充実を図るため、地域の子



宇宙の学校

もたちやその親たちの参加を募り、1 か月に 1 度のペースで「宇宙の学校」を開催している。開始時は小学校 1・2 年生の親子 50 組を対象とし、平成 23 年より小学校 3・4 年生 40 人の回も設けた。KU-MA(NPO 法人子ども・宇宙・未来の会)、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の協力により講師の派遣を受けるとともに、人間開発学部学生が学生スタッフとして運営をサポートしている。

③鎮守の森子ども・子育て支援

日本の伝統文化の知恵を、子育てや教育の視点から捉え直すことで、地域社会における伝統的な「子ども・子育て支援」のあり方のモデルケースを抽出して人材育成を図るプロジェクトで、具体的には、地域社会の中心となっている「鎮守の森」(神社境内)を有力な実践の〈場〉、拠点として捉え、各地の取り組みに学生が参加することで、その担い手の人々と協働・連携し、地域社会における子育て支援の一端を担うことを目指す。



絵本キャラバン

法科大学院

(専門職大学院法務研究科)

Law School

司法制度改革の一環として導入された法科大学院制度に基づき、國學院大學は平成 16 年に法科大学院（専門職大学院法務研究科）を開設した。法科大学院では、「地域」と共に生き、「地域」に寄与・貢献する法曹（ホームロイヤー）、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と、事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹の養成を目指している。

開設までの経緯

従前の日本の司法制度における裁判の遅延や高額な弁護士費用、裁判所の行政よりのスタンスといった要因により、国家が国民に十分な法的サービスを提供していなかったという見解から、裁判の充実・迅速化や法曹界の人員の拡充などの広汎な改革が必要であるとして、平成 11 年より司法制度改革が行われることとなった。平成 11 年 7 月に内閣に設置された司法制度改革審議会（平成 13 年 7 月まで設置）が平成 13 年 6 月に提出した意見書の中で、知的財産高等裁判所、裁判員制度の導入などとともに、法科大学院の設置が提言された（「司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度」）。平成 14 年 10 月から 12 月にかけて開かれた第 155 回国会で成立した「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」において、法科大学院は「専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするもの」と定められ（第 2 条第 1 項）、

平成 16 年 4 月に法科大学院制度が創設された。

本学の法科大学院は、『地域』とともに生き、『地域』に寄与し貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成をめざす」というポリシーのもと、「理論と実務の架橋」を実現する教育を展開するものとして設立した。本学では、平成 16 年 4 月開設をめざして、平成 15 年 5 月 30 日の理事会で申請内容を正式に決定し、6 月末に設置認可申請書を提出した。文部科学省の大学設置・学校法人審議会より、法科大学院設置について申請が出されていた 72 校のうち 66 校（国公立大 21 校、私立大 45 校）を認可するよう文部科学省大臣へ答申がなされ、本学法科大学院（専門職大学院法務研究科）も 11 月 27 日付で正式に認可された。標準コース（3 年＝未修者コース）と短縮コース（2 年＝既修者コース）の 2 つを設け、修了者には「法務博士（専門職）」の専門職学位と新司法試験の受験資格が与えられる。教員は、研

究者教員と実務家教員で構成され、演習では両教員の 2 人担当制として理論と実務の統合を図るものとした。開設年度の平成 16 年度入試には、740 名の志願者があり、一次・二次の二段階選抜を経て合格した者のうち、55 名が 1 期生となり、4 月 3 日に入学式が挙行された。法科大学院長には、同年 4 月 1 日付で平林勝政専門職大学院教授が就任した。

概要

アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、「地域」とともに生き、「地域」に寄与し貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成を目指している。こうした観点から、地域社会に生起するさまざまな問題に対して興味と関心をもち、自らの社会経験のなかで培った幅広い視野や知識を生かして、法を使いこなし地域社会の諸問題の解決に役立てようとする気概と情熱をもった人材を求めている。

これは、医療の領域において、ホームドクターの存在が必要であるとされているのと同様に、それぞれの地域に根差し、その地域の住民に奉仕する法曹＝「ホームロイヤー」の存在が必要であると考えているからである。このように、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と事件を冷静に処理できる理性を有する法曹を養成することを目指している。

理念と特色

本法科大学院は、百周年記念館1階に、東京弁護士会が設置した「渋谷パブリック法律事務所」を活用したリーガルクリニック（臨床法学教育）をその教育の中核として位置付けている。これは、実際に渋谷パブリック法律事務所に依頼のあった案件について、依頼者の抱える問題を理解し共感しながら、実務の現場において法律問題の解決の方法を学ぶことによって、地域に寄与・貢献できるホームロイヤーの養成という本

法科大学院の教育理念を実現することができると確信するためである。リーガルクリニックには、平成24年度時点で、本法科大学院教授である所長弁護士をはじめとする専任教員4名および渋谷パブリック法律事務所弁護士6名の計10名が、学生の教育に直接参画している。

また、本法科大学院のアドミッション・ポリシーにあるとおり、地域に寄与・貢献できるホームロイヤーを養成するために、特に地方公共団体職員を主たるターゲットのひとつとする社会人特別入試を実施している。各団体の研修制度等を活用し、退職することなく本法科大学院で学んだことを、復職後に、地域で生かしてもらうためのものである。なお、社会人特別入試による入学者の授業料は通常の半額としている。

(1)リーガルクリニックの科目構成

本法科大学院では、標準コース1年次（短縮コース1年次）に、「プレリーガルクリニック」を選択1単位科目（夏季集中）として、標準コース2年次（短縮コース1年次）に「リーガルクリニック（初級）」を必修2単位科目、「リーガルクリニック（上級・刑事）」を選択2単位科目（春季集中）として開講し、標準コース3年次（短縮コース2年次）に「リーガルクリニック（上級）」を選択4単位科目として開講している。

リーガルクリニックのなかで、特に中心となる「リーガルクリニック（初級）」では、「刑事裁判」「民事裁判」の各「現場」のシミュレーショ

ンを行い、生の事実から法的問題を析出し、整理するとともに、法律関係文書の起案能力や尋問技術について学ぶ。「リーガルクリニック（上級）」では、実際に渋谷パブリック法律事務所に依頼のあった案件を通して、具体的事案に沿った法的思考力、論述力および表現力の獲得、並びに法曹倫理の修得を目的としており、本法科大学院の専任実務家教員および渋谷パブリック法律事務所弁護士が、それぞれ2～4人の学生を担当し、直接指導にあたる。学生は、依頼人との面談の立会い、当該依頼案件の解決のために必要とされる法文書の作成、口頭弁論の傍聴などを行う。

なお、「リーガルクリニック（上級）」は選択科目であるが、学生の受講率は年々高まっており、本法科大学院に入学してくる学生にとっては、法科大学院選択にあたり重要な条件のひとつとなっている。

(2)リーガルクリニックの運営

渋谷パブリック法律事務所弁護士と専任教員（実務家教員3名、研究者教員4名）とで構成されるリーガルクリニック運営委員会（隔月1回開催）において検証がなされているほか、共同してリーガルクリニックを実施している他の3大学（東海大学・獨協大学・明治学院大学）と合同リーガルクリニック運営委員会（年4回程度）を開催している。「リーガルクリニック（上級）」の活動内容およびその評価については、各担当教員により「クリニックの到達目標と達成プランと評価」としてまとめられ、リーガルクリニック運

営委員会および合同リーガルクリニック運営委員会において報告される。

(3)中間報告会及び最終報告会

「リーガルクリニック（上級）」については、中間報告会と最終報告会が開催され、取り上げた事件の概要、争点、解決案などが学生によって報告される。特に、最終報告会は、渋谷パブリック法律事務所を共同利用

する3大学と共同で開催され、そこには実務家のみならず多数の研究者教員も参加し、学生との活発な質疑応答が行われている。

(4)公開模擬裁判員裁判の開催

「リーガルクリニック（初級）」では刑事模擬裁判を実施しているが、その授業をもとにして、公開模擬「裁判員裁判」を開催している。傍聴した地域の方々や高校生・大学生等に

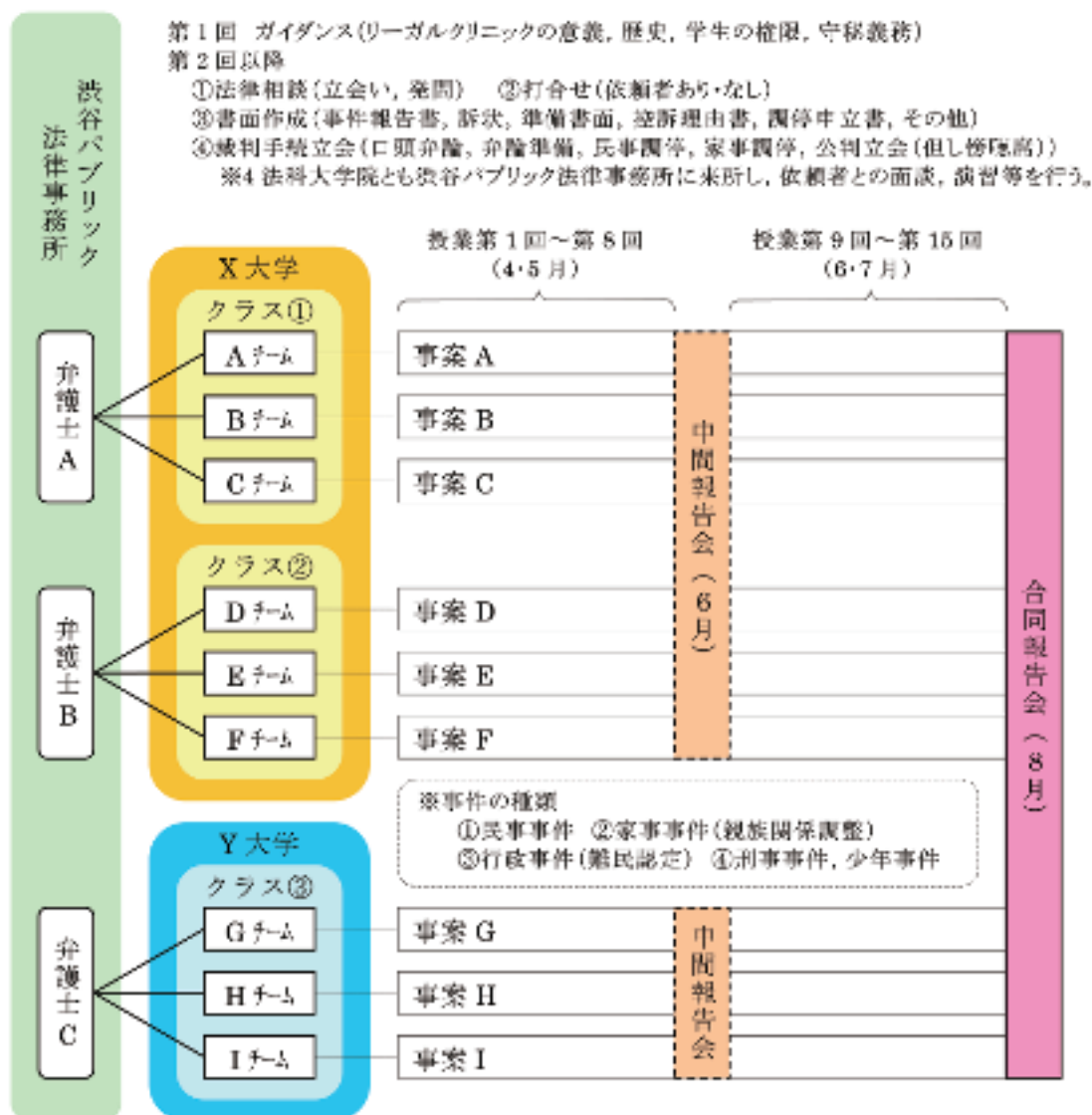
はアンケートを実施しており、そこに回答された感想・意見をもとに検証し、次回実施する際に生かすものとしている。

教育体制

(1)授業の特色とカリキュラム構成

本法科大学院の特徴であるリーガ

リーガルクリニックの構成・進行例



※ 成績評価については、4 法科大学院間の統一基準により担当・指導弁護士が採点した後、各法科大学院のリーガルクリニック担当責任教員が評価をあたえる。

ルクリニックを中核とした教育により、必要な基礎知識を着実に積み上げながら、法曹に求められるスキルを実践的に取得することで、理論と実務の有機的な結合を行っていくためのカリキュラムを設けている。この基本ポリシーに基づいた教育を実践するものとして、3つの特色を打ち出している。

①きめ細やかな指導・少人数教育

教員側からの一方向的な教授ではなく、講義形式の中でも、教員から学生の側へ質問を投げかけたり、意見を求める双方向授業により学生の参加を促していく。このように授業で対話を繰り返して学生の様子を見ながら行う1人1人へのきめ細やかな指導を行う。

②実務家教員と研究者教員のコラボレーション

演習科目では、双方向授業を徹底するために、1学年を2クラスにわけるさらなる少人数制をとり、原則として実務家教員と研究者教員が協同して授業を行う。この演習を通して一方的な考えに偏ることなく、複眼的な視点を身につけ、学生各自の考え、視点を形成していく糸口を見つけてもらう。

③公設法律事務所と連携したリーガルクリニック

学内に開設されている「渋谷パブリック法律事務所」の協力のもとに実施しているリーガルクリニックにより、法律問題をめぐる「現場」において、そこで必要とされる技術・作法の獲得と高度な法交渉能力を修得する。このリー

ガルクリニックを受講することで、学生に机上では学べない「人の気持ちを汲み取ることの難しさ」や「法による最善の解決策を依頼人と共に模索していく喜び」などを体感させる。「リーガルクリニック」は、法科大学院設立の理念である「理論と実務の架橋」を実現する科目であり、本学法科大学院の最大の特色である。

法科大学院のカリキュラムは、文部科学省告示第53号に基づき、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目により構成されている。教育効果を高めるために、開設以来、ほぼ毎年度カリキュラムを見直し改定している。

特に、実務基礎科目においては、平成19年度入学者カリキュラムからは「プレリーガルクリニック」「リーガルクリニック(上級・刑事)」を新設し、本法科大学院における法曹養成教育の中核に据えているリーガルクリニックのより一層の充実を図っている。また、平成22年度入学者用カリキュラムからは、標準コース1年次配当の「基礎演習」を新設し、本学が法曹養成の中心としている未修者教育のより一層の充実を図っている。

展開・先端科目群については、3つの副科目群(「まちづくり」、「生活者」、「法人活動」)に区分し、地域に寄与・貢献できる法曹として必要な知識が得られるよう配慮したものとしている。

(2)単位互換協定の締結

平成21年には、明治学院大学法科大学院と、相互の協力および交流を通じて法曹養成教育課程の充実を

図るとともに、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を目的として単位互換協定を締結した。平成24年度からは、東海大学・獨協大学にも拡大して締結し、リーガルクリニックを共同で実施している4大学間でさらなる交流を図っている。

学習支援体制

(1)オフィスアワーの設置

専任教員は、週2時間、オフィスアワーを設定している。授業時間外に各教員の研究室において学習相談・履修指導が行われている。学生はその時間に研究室を訪ね、教員とのコミュニケーションを図ることはもちろん、授業時の小テストや課題レポートの講評・添削指導を受けることができる。また、学期末試験の前にはフォローアップデイズと称し、通常のオフィスアワーとは別に質問を集中的に受け付ける期間も設けている。

(2)学習アドバイザーによる学生指導

開設初年度から、若手弁護士を中心に構成された学習アドバイザーが、学生の自学自習を支援しており、毎週、一定時間、講義やゼミ形式による指導を行っている。在学生はもちろんのこと、特別研究員である修了生も参加が可能で、本人の意欲や学習進度に応じて自由に選択することができる。自主ゼミ形式については、学生が自分たちでチームを組み、学習アドバイザーの指導を受けることで学力の向上を図っている。1年生向けには、授業のフォローアップを行い、特に法学未修者の基礎固め

として、上級生向けには科目ごとにゼミ形式で議論を深めたり、論文作成指導を行ったりすることで、応用力を高めていくことを目標としている。本法科大学院修了生の弁護士も担当しており、学習方法や受験の際の心構えなど、体験に即した具体的なアドバイスを受けることもできる。渋谷パブリック法律事務所弁護士も担当している。平成24年度は、19名が学習アドバイザーとなっており、そのうち7名が本法科大学院修了者の弁護士である。

修了生支援体制

(1) 特別研究員制度の設置

法科大学院修了後も、5月に実施される司法試験受験に向けて、勉強に集中できる環境を用意し、サポートしている。司法試験受験までの間、継続して大学施設等を利用しながら勉強をするために、特別研究員制度を設置している。特別研究員に採用された者は、自習室の利用、ローラ

イブラリー等の法科大学院施設の利用、また学習アドバイザーに参加することができる。大学施設を修了後も利用できることで、途切れることなく司法試験までの勉強を継続することができる。特に修了直後の半年間は登録料を無料としているので、使い慣れた法科大学院での学習環境を無償で活用できるメリットがある。

また、司法試験合格までのサポートとして、修了生と教員とのメーリングリストを用意しており、司法試験や就職に関する有用な情報を相互に交換しあうことができる。

(2) 起案演習解説講座の開講

修了生用の特別講座として平成23年度から、「起案演習解説講座」を実施している。司法試験の半年前から週1回のペースで学習アドバイザーによる司法試験過去問題の解説、答案添削・講評を受けることができる。修了生の自学自習のためのペースメーカーとして利用されている。

活発なFD活動

本法科大学院では、ブラッシュアップ委員会を中心として、活発なFD活動を実践している。毎学期末に行う「学生による授業評価」のみならず、学期途中には「授業評価中間アンケート」も実施しており、学生からの要望・意見をつねに受け止め、授業内容・方法や施設設備の改善に努めている。ブラッシュアップ委員会は毎月1回開催している。そこでは学生からの投書一通に至るまで、議論の俎上に載せて検討しており誠実に対応している。

また、全専任教員で構成されるブラッシュアップ授業検討会を平成19年度から定期的の実施しており、授業内容の改善にあたっての共通認識を持つ場となっている。平成23年度からは、年4回（前期2回・後期2回）開催しており、授業の改善に向けて不断の努力をしている。

法科大学院評価基準に「適合」

平成19年上期に、公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価を受け、法科大学院評価基準に「適合」していると認定された（平成19年10月10日）。平成24年上期に受けた2回目の認証評価においても、「適合」と認定され（平成24年9月26日）、特に分野別評価においては、研究施設・学生支援体制が整備されていることについて高い評価を受けている。

○刑事裁判疑似体験授業

開設初年度より、元検察官である



刑事裁判疑似体験授業



公開模擬裁判員裁判

「模擬裁判を通じての、裁判員裁判の臨床的研究」として共同研究に位置付けられている。

○司法試験合格者祝賀会

平成 18 年度の第 1 回新司法試験以降毎年 9 月末又は 10 月初めに、合格者祝賀会を開催している。大学理事及び関係者を招待し、合格者を労うとともに、司法試験を控えた在学生・修了生のモチベーション高揚の機会ともなっている。

今井秀智教授の指導により、1 年次生を中心に、「刑事裁判疑似体験授業」を夏季休暇中に実施している。この模擬裁判の様子を記録した DVD を学内外に配布しており、本法科大学院に入学してから半年時点での学習成果を、広く周知するものとなっている。

なお、平成 24 年度は、小・中・高校で法教育活動を展開している一般社団法人リーガルパークと連携し、弁護士・検察官役である法科大学院学生が繰り広げる主張に対し、裁判官・裁判員役となった渋谷区立鉢山中学校の生徒が判決を下す体験をするという試みが行われた。

○公開模擬裁判員裁判

平成 22 年度より、「リーガルクリニック（初級）」における刑事模擬裁判において裁判員裁判対応事件を取り上げており、その集大成として、公開模擬裁判員裁判を開催している。法科大学院学生が、検察官役・弁護人役、職業裁判官役に分かれて、それぞれの立場からの公判活動を研究する。裁判員役には渋谷区に在住

又は勤務する市民に依頼している。一般市民である裁判員に対して検察官側、被告人側がいかにか説得的に犯罪の立証、あるいはその弾劾を行うことができるのかが重要な要素となる。裁判官役の学生についても、裁判員役の一般市民とともに刑事裁判における訴訟指揮、合議方法・内容について、いかに適切かつ迅速に行っていけるのかを検証する。

四宮啓教授、蛭田孝雪教授による



司法試験合格者祝賀会

研究開発推進機構

Organization for the Advancement of Research and Development

「國學院大學 21 世紀研究教育計画」に基づき、國學院大學における研究教育活動の重点的推進及びその成果の発信を目的に、旧日本文化研究所を中心に研究機関・研究施設等を統合して、日本文化研究所、学術資料館、校史・学術資産研究センター、研究開発推進センターの 4 つの研究機関から構成される、研究開発推進機構を平成 19 年に発足した。

皇典講究所の学統を継承し、日本文化の精深な研究と世界的な視野からの究明を目的として、昭和 30 年に設立された日本文化研究所を中心に、考古学資料館や神道資料館など

の研究機関・研究施設等を統合して、平成 19 年 4 月 1 日、研究開発推進機構が発足し、機構長に阪本是丸神道文化学部教授、副機構長に井上順孝同教授が任命された。本機構

は、平成 14 年度から 18 年度まで補助事業として推進した文部科学省 21 世紀 COE プログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」により形成された研究教育体制

○日本文化研究所設立 50 周年記念

日本文化研究所は、平成 17 年度に設立 50 周年を迎え、同年 11 月 26 日に記念事業プレシンポジウム「ひらかれる学術資産—デジタル時代の挑戦—」を行い、次年度となる平成 19 年 1 月には、13・14 の両日にわたり、記念講演会および国際シンポジウムを開催した。また、13 日の記念講演会後には、若木タワー 18 階有栖川宮記念ホールにて記念懇親会を行った。

○平成 19 年 1 月 13 日 記念講演会

吉田憲司国立民族学博物館教授
「情報装置としてのミュージアム」
坂村健東京大学大学院教授
「文化を支えるコンピュータ」



日本文化研究所設立 50 周年記念事業
記念国際シンポジウム

○平成 19 年 1 月 14 日 記念国際シンポジウム

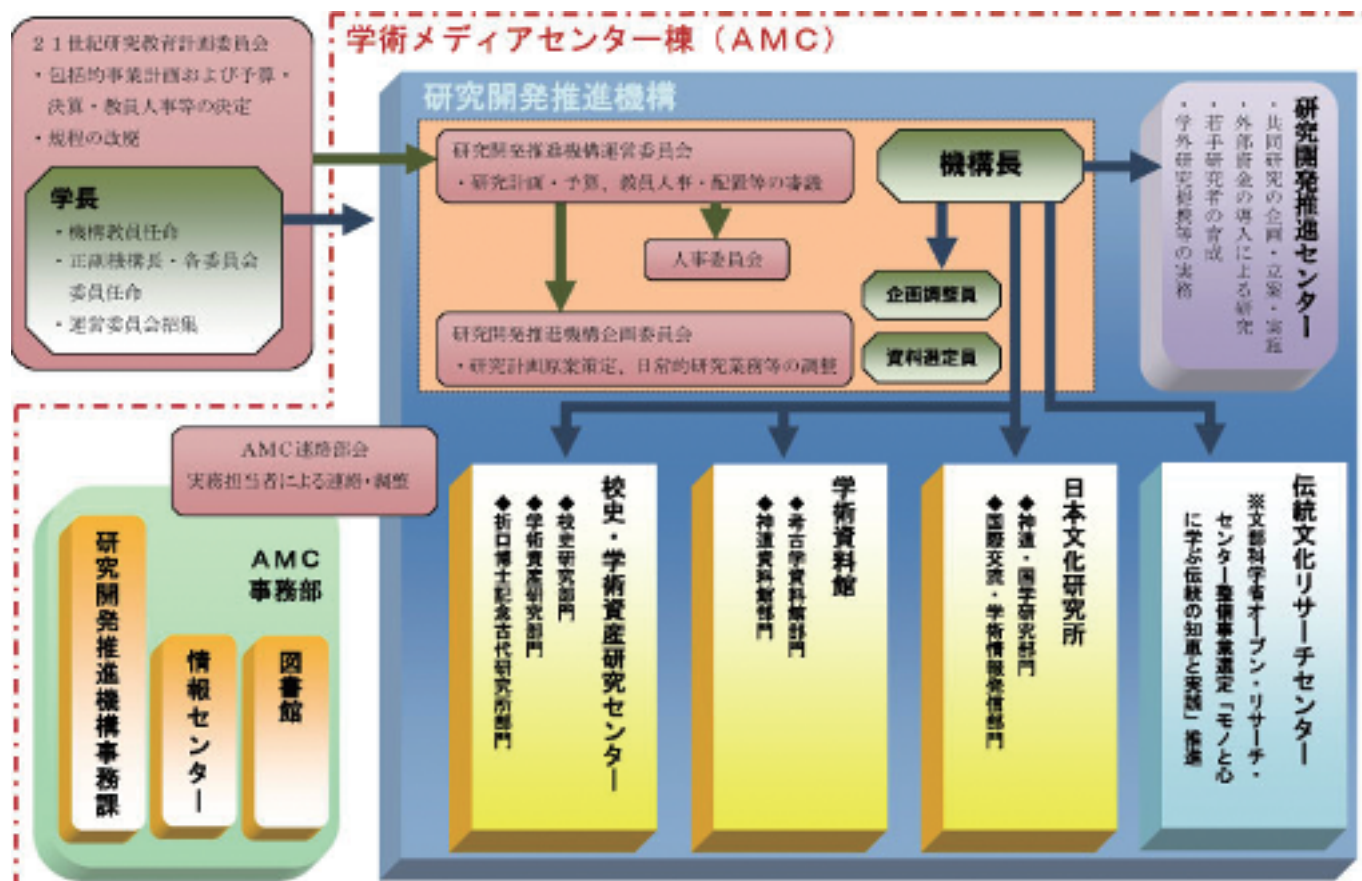
ひらかれる学術資産—学術メディアセンターの展望—
〈パネリスト〉

相田満国文学研究資料館助手、内川隆志本学考古学資料館学芸員、小川直之本学教授、ジャン＝ミシェル・ビュテル〔フランス〕国立東洋言語文化研究所助教授・堀内弘行本学情報システム課課長、ベンジャミン・ドーマン（南山大学研究員）

〈司 会〉

井上順孝本学日本文化研究所所長

また、記念事業として、『國學院大學日本文化研究所概要 設立 50 周年記念』や『日本文化研究所 50 年誌』、『〔DVD〕國學院大學日本文化研究所紀要総目次・本文（第 1 輯～第 100 輯）』をまとめている。



を基盤とし、日本文化研究所、学術資料館、校史・学術資産研究センター、研究開発推進センターから構成される。また、平成19年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）に「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」が選定され、本機構内に伝統文化リサーチセンターを設置して、5年間にわたる補助事業を推進し、その研究成果公開施設

として、伝統文化リサーチセンター学術資料館が平成20年3月に竣工した学術メディアセンター地下1階に整備された。さらに平成21年、「高度博物館学教育プログラム」を円滑に実施するための拠点的作用を果たす博物館学教育研究情報センターを、研究開発推進センター内に新設した。

本機構全体の研究成果を発表する媒体として『研究開発推進機構紀要』

と、事業報告の媒体として『國學院大學研究開発推進機構 機構ニュース』がある。また、本機構では、日本文化研究所が昭和31年度以降行ってきた公開学術講演会、および渋谷区教育委員会との共催で平成2年以降実施してきた公開講座「日本文化を知る講座」を引き続き開催している。

概要

日本文化研究所

日本文化研究所は、建学の精神に基づく日本文化に関する研究を広く世界文化と比較しながら推進し、その本質と諸相を把握することを目的

として昭和30年に設立された。平成19年に発足した研究開発推進機構は、本所の発展的形態として位置づけられるが、従来行ってきた研究を特化して継続すべき部署として、機構内の研究機関の1つとして「日

本文化研究所」の名称を継承したのが、現在の日本文化研究所である。その設置の趣旨は、本学設立の趣旨並びに目的に従い、広く学術を総合して日本文化の研究及び国民の信仰・倫理に関する諸問題の研究を推

進することで日本文化の本質を明らかにし、あわせて国内外研究者との交流・提携並びに相互理解を促進することにある。この目的に基づき、本所は「神道・国学及び宗教文化と、関連領域に関する研究」、「学術情報の発信」、「講演会及び講座等の開催」、「国内外研究機関との交流及び連携」、「その他、本研究所の運営に必要な事業」の5つの事業を推進する。これらの事業を遂行するにあたり、「神道・国学研究部門」および「国際交流・学術情報発信部門」を置き、これらの事業内容については、『國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』において報告している。

また同研究所内には、宗教文化教育推進センター（CERC）事務局が置かれている。同センターは、日本宗教学会・「宗教と社会」学会と連携し、平成23年1月に「日本における宗教文化教育の質的向上」を目指して設置された。事務局では、「宗教文化士の認定に関わる業務」、「その他、宗教文化教育の充実に関わる業務」を遂行すると同時に、デジタル・ミュージアム・プロジェクトと

連携して教材開発を進めるなど、強固な協力体制を構築している。同センターが認定する宗教文化士は、日本や世界の宗教の歴史と現状について、専門の教員から学んで視野を広げ、宗教への理解を深めた人に対して与えられる資格である。その認定には、センターが掲げる到達目標に達成することができる大学設置科目を履修16単位以上を取得し、その後認定試験に合格することが必要とされる。

○神道・国学研究部門

国学に関する研究は、旧日本文化研究所設立以来「設立の趣旨」に則った研究課題の一つとして継続的に行われてきた。こうした歴史的経緯に鑑みて、本機構のもとに再編された日本文化研究所に「神道・国学研究部門」が置かれ、新たに「近世国学者の霊魂観をめぐる思想と行動の研究」研究事業（平成19年度）が立てられた。その後、同研究事業は「近世国学の霊魂観をめぐるテキストと実践の研究」（平成20～22年度）、『『國學院大學 国学研究プラットフォーム』の構築」（平成23～25

年度）に継続し、国学のテキスト分析や地域拠点の研究等をはじめ、国学に関する研究連携のための組織づくりを推進している。

○国際交流・学術情報発信部門

文部科学省21世紀COEプログラムにおける研究プロジェクト「神道・日本文化のオンライン情報発信の総合研究」を発展させたデジタル・ミュージアム構想は、研究開発推進機構各機関の研究成果の統合的なデジタル化・情報発信を行い、本学の学術資産及び研究成果を学内の教育・研究に役立てること、国内外の研究者にも利用可能なものにすることを目途として、「デジタル・ミュージアムの構築と展開」（平成19～21年度）、「デジタル・ミュージアムの運営と関連分野への展開」（平成22～24年度）として実施されている。また、文部科学省学術フロンティア事業に選定された國學院大學学術フロンティア構想「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」（平成11年度～平成17年度）は、日本文化研究所共同プロジェクト「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」（平成18年度）、研究開発推進機構日本文化研究所研究事業「デジタル・ミュージアムの構築と展開」（平成19年度）に継承され、その後、研究開発推進機構学術資料館研究事業「近代学術資産のデジタル化・データベース化による再生活用の研究—柴田常恵拓本資料・宮地直一神社絵葉書資料を中心に—」（平成20～22年度）、同「近代学術資産の資料化と地域連携活用に関する研究」（平成23～25年度）等の後継事業が実施されている。



デジタル・ミュージアム（平成24年10月5日現在）

平成24年現在、デジタル・ミュージアムにおいて公開されているコンテンツは、「神道事典 Encyclopedia of Shinto (EOS)」(英語版・韓国語版)、「図説による神道入門 A Beginner's Pictorial Guide: Images of Shinto」、「神道基本用語集 Basic Terms of Shinto」、「双方向論文翻訳 Articles in Translation」、「宮地直一博士写真資料」、「皇學館大学神道研究所所蔵原田敏明毎文社文庫写真資料」、「神道・神社史料データベース」、「国学関連人物データベース」、「図書館デジタルライブラリー」、「大場磐雄博士写真資料」、「大場磐雄博士資料」、「柴田常恵写真資料」、「杉山林継博士収蔵資料」、「考古学資料館所蔵縄文土器」、「考古学資料館発掘調査報告書」、「祭祀遺物出土遺跡データベース」、「折口信夫博士歌舞伎絵葉書資料」、「万葉神事語辞典」、「ホルトム文庫目録」などがあり、国内外の研究者に利用可能なデータベースとして構築されている。

学術資料館

学術資料館は、建学の精神に基づく研究に供するための学術資料を収集、展示、公開するとともに、本学の特色を活かした学術研究を推進することで、研究教育の支援及び社会貢献に資することを目的とする。本資料館は、「学術資料の調査研究と研究成果の公開」、「学術資料の収集」、「学術資料の展示、公開、保存」、「学術資料に関する情報の提供」、「その他、本資料館の運営に必要な事業」の5つの事業を推進するために、「考古学資料館部門」、「神道資料館部門」を設置している。

○考古学資料館部門

「考古学資料館部門」は、昭和3年4月、日本考古学の研究とその資料の保管・展示のために設置された「考古学陳列室」が前身であり、当初は約30坪の小規模な展示施設として発足した。昭和7年には、図書館から国史研究室に移管されて「考古学資料室」と改称し、その後、昭和27年の文部省告示第95号、昭和30年の文部省告示第108号によって博物館相当施設に指定され、その結果、学芸員資格を取得するための博物館学課程に必要な博物館実習を学内で実施できる体制が整った。また、昭和50年には、改めて「考古学資料館」と改称し、平成19年の研究開発推進機構の発足にともない、本機構所属の学内共同利用研究機関「学術資料館」の1部門となった。

「考古学資料館部門」の研究事業には、「山形県庄内町須部野A遺跡学術調査」(平成18～20年度)、「出雲地域における祭祀遺跡に関する学術調査」(平成21～23年度)、「考古学資料館収蔵資料の再整理・修復および基礎研究・公開」(平成20～22年度)、「考古学資料館収蔵資料の再整理・修復・研究・公開」(平成23～25年度)、「近代学術資産



挙手人面土器

の資料化と地域連携活用に関する研究」(平成23～25年度)などがあり、文部科学省の平成19年度私立大学学術研究高度化推進事業(オープン・リサーチ・センター整備事業)に選定された「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」の研究成果公開施設として設置された伝統文化リサーチセンター資料館において、所蔵品を展示している。刊行物として、『國學院大學学術資料館 考古学資料館紀要』『考古学から見るモノと心 國學院大學考古学資料館の展示品』などがある。

○神道資料館部門

「神道資料館部門」は、大学の創立80周年記念事業として昭和38年5月に開設された「神道学資料室」を前身とする。神道学資料室発足当初は、皇典講究所礼典課収集資料を



葵祭図屏風

はじめとする、祭祀祭礼に関連する諸資料が所蔵品の中心であり、その後一時、八王子分校舎に移されていたが、昭和51年の常磐松3号館新築にともない、その一階に全学的研究施設「神道資料展示室」として昭和53年に新発足した。平成2年には「神道資料館」と改称し、平成19年の研究開発推進機構の発足により、考古学資料館と統合し、機構の1機関である学術資料館の「神道資料館部門」として改組された。

神道資料館部門の研究事業には、「神道資料の整理公開と学術的価値の探求」（平成20～22年度）、「神道祭祀の資料論的研究と関連資料の整理分析」（平成23～25年度）があり、神道の祭祀・祭礼にかかわる各種祭具、装束、古文書等の所蔵品を、平成19年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）に選定された「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」の研究成果公開施設として設置された伝統文化リサーチセンター資料館において展示している。刊行物として、『神道資料館館報』のほか、『國學院大學神道資料館創設40周年記念出版 國學院大學所蔵の牛玉宝印』、『國學院大學神道資料館の展示品案内 神道のカタチとところ』、『「神社祭祀と御神木に関する調査」報告 神社と御神木・社叢』などがある。

校史・学術資産研究センター

研究開発推進機構の発足とともに、平成19年度に設置された校史・学術資産研究センターは、本学の歴史及び本学の有する学術資産の研究

を行い、その成果を広く社会に還元することを目的とする。本センターは、「校史に関する研究」、「本学所蔵の学術資産に関する研究」、「資料の収集、整理及び展示」、「折口博士記念古代研究所並びに河野博士記念室及び武田博士記念室に関する資料の研究」、「研究成果の公開及び本学の教育活動への支援」などの事業を遂行するため、現在「校史研究部門」、「学術資産研究部門」、「折口博士記念古代研究所部門」の3部門を設置している。刊行物として、『國學院大學 校史・学術資産研究』、『校史』がある。

○校史研究部門

「校史研究部門」は、本学における校史資料の収集・保存・管理・閲覧体制の確立を目指すとともに、校史に関する学術研究を行い、その成果を広く社会に発信する「大学アーカイヴズ」体制を構築することを目的とする。

校史研究部門の研究事業には、「國學院大學における大学アーカイヴズ体制の構築」（平成20～22年度）、

「國學院大學における大学アーカイヴズと自校史教育の構築と展開」（平成23～25年度）がある。また、これら研究事業では、学内の関係機関・部署と連携・協働して、教養総合「神道科目」において共通で行う「皇典講究所・國學院創立の経緯と建学の精神Ⅰ・Ⅱ」の『建学の精神と國學院大學の歩み—渋谷移転まで—』を作成・改訂し、当該サブテキストに関する学生へのアンケートも合わせて実施してきており、平成24年度からは、新しい自校史教育用サブテキストである『國學院大學の130年』（教育開発推進機構共通教育センター発行）を作成した。

○学術資産研究部門

「学術資産研究部門」は、國學院大學所蔵の学術資産の研究とその研究成果の公開を目的とし、本部門の研究事業として、「國學院大學の学術資産の研究と公開」（平成20～22年度）、「國學院大學における学術資産研究と公開」（平成23～25年度）がある。これら研究事業では、本学図書館と協働して、本学の学術



教養総合「神道科目」サブテキスト『國學院大學の130年』（研究開発推進機構 校史・学術資産研究センター編／教育開発推進機構 共通教育センター発行）

資産を研究し、その成果を図書館のウェブサイト上におけるデジタルライブラリーで公開し、後者においては、貴重書等に関する目録の編纂も行っている。

○折口博士記念古代研究所部門

「折口博士記念古代研究所部門」は、昭和 28 年の折口信夫逝去の後、翌 29 年に折口博士記念会が組織され、これを基盤にして昭和 41 年に文学部の附置研究所として発足した。折口博士記念会は、折口没後に武田祐吉本学教授が発起人となって組織された会で、記念事業として『折口信夫全集』の編纂事業を行った。昭和 32 年に本法人理事長石川岩吉と折口博士記念会幹事長で本学教授の西角井正慶との間で、折口古代研究所と折口記念文庫を本学内に設置することが取り決められ、その後、昭和 41 年に折口博士記念古代研究所に再編された。本所は、平成 19 年度に校史・学術資産研究センターの所属となり、平成 20 年より本センターの 1 部門となっている。

研究開発推進センター

研究開発推進機構に先立つ平成 18 年に発足した研究開発推進センターは、研究開発推進機構の設立目的に即し、機構長に直属し、機構全体の事業の円滑な運営を図りつつ、「建学の精神」である神道・日本文化を対象とする独自の研究事業と、國學院大學 21 世紀研究教育計画委員会によって策定される研究教育事業を推進し、その成果をもって社会貢献を果たすことを目的とする。この事業目的を遂行するため、「官公庁等による競争的資金等の獲得によ

る研究プロジェクトの企画、立案及び実施」、「神社界等からの外部資金の導入による研究プロジェクトの企画、立案及び実施」、「各種外部資金に関する情報の収集と提供及び申請等作業への協力」を行い、「本機構の予算、決算その他の運営に係わる事項等の企画及び立案」、「国内外の研究機関との交流及び連携に係わる実務の遂行」、これらの業務に精通した若手研究者の育成などを遂行している。具体的には、文部科学省オープン・リサーチ・センター（ORC）整備事業（平成 19 年度選定）「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」推進のための実務的運営（ORC 事務局を附置）、文部科学省 21 世紀 COE プログラム（平成 14 年度採択）「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」研究事業の継承、文部科学省組織的な大学院教育改革推進プログラム（高度博物館学教育プログラム）実施にともなう本学大学院文学研究科との連携のための「博物館学教育研究情報センター」の設置、21 世紀研究教育計画委員会事業「地域・渋谷から発信する共存社会の構築」の推進、國學院大學院友神職会等からの寄付による法科大学院奨学

資金などの事業推進である。現在、研究事業として「研究開発推進センター研究事業」、國學院大學 21 世紀研究教育計画委員会事業「地域・渋谷から発信する共存社会の構築」を推進している。本センターの研究成果を発表する媒体として、『研究開発推進センター研究紀要』がある。

○研究開発推進センター研究事業

「研究開発推進センター研究事業」は、文部科学省 21 世紀 COE プログラム（平成 14 年度採択）「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」事業を継承し、建学の精神である神道の研究をさらに発展させることを目途として、本学で培ってきた国学的研究、すなわち精緻な文献等資料の考証に裏打ちされた総合的な日本文化学を目指す事業として推進されている。具体的には、①平成 18 年のセンター発足当初から推進してきた神道研究の拠点としての本学所蔵史料を中軸に据えた神道・神社関係の資料調査とそれに基づく実証的研究、②平成 18 年度まで実施された文部科学省 21 世紀 COE プログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」の後継事業と



「慰霊と追悼」研究会（平成 18 年 10 月 7 日）

としての「国学関連人物データベース」、③日本における「人神祭祀」について主に神道の側から基礎的な事項を明らかにしつつ検討を加えるために平成20年度から実施している「招魂と慰霊の系譜に関する基礎的研究」（平成18年度から「慰霊と追悼研究会」として組織）などの事業である。

これらの研究成果は、①は『史料から見た神道—國學院大學の学術資産を中心に—』（弘文堂、平成21年）及び『研究開発推進センター研究紀要』、②は研究開発推進機構のデジタル・ミュージアム「国学関連人物データベース」、③は「招魂と慰霊の系譜に関する基礎的研究」ホームページ及び國學院大學研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間—近現代日本の戦死者観をめぐって—』（錦正社、平成20年）・同『靈魂・慰霊・顕彰—死者への記憶装置—』（錦正社、平成22年）などで報告されている。また、ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー研究所への研究員派遣、若手研究者育成などのために、國學院大學院友神職会等からの寄付による資金を運用している。

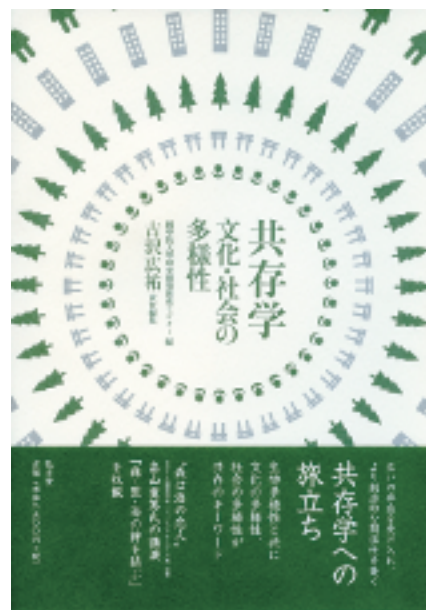
○國學院大學 21 世紀研究教育委員会事業「地域・渋谷から発信する共存社会の構築」

21 世紀研究教育委員会事業「地域・渋谷から発信する共存社会の構築」は、平成23年度以降、学内の全学部に関連研究者を擁する「渋谷学」および「共存学」の2つの学際共同プロジェクトを統合し、「共存社会」をキーワードとして、建学の精神の学術的な具現化と、本学の特色を活かした地域貢献・社会還元を目指す事業である。本学の所在地

である東京都渋谷区周辺を対象地域として、全学的・組織的に推進する学際共同研究としての「渋谷学」は、平成13年に創立120周年記念学術関係事業を契機として発足した「渋谷学研究会」を基として（平成16年度以降は一旦活動を休止、20年度より活動再開）、平成22年度よりセンター事業として実施されてきた。また、多様性の「共存」を主題に、新たに設定した総合的学問領域である「日本発 共存社会モデル構築による世界貢献（共存学）」は、建学の精神に見る、自己の生命・共同体の「主体性」と他者存在への「寛容性」「謙虚さ」を共に目指す学術理念を出発点として、持続的発展を可能とする社会モデルを構築し提示することを目途に、平成21年度からセンター事業として活動を実施してきたものであった。

これら事業の成果は、渋谷学ブックレットとして國學院大學研究開発

推進センター・渋谷学研究会編『地元を「科学する」ということ 地域学の比較から考える』（平成23年）、同『渋谷を描く』（平成24年）、渋谷学叢書として國學院大學渋谷学研究会・上山和雄編『歴史のなかの渋谷—渋谷から江戸・東京へ—』（平成23年）、その他國學院大學研究開発推進センター編・古沢広祐責任編集『共存学 文化・社会の多様性』（平成24年）、『研究開発推進センター研究紀要』などに報告されている。



『共存学：文化・社会の多様性』（國學院大學研究開発推進センター編・古沢広祐責任編集、弘文堂、平成24年）



『渋谷学叢書2 歴史のなかの渋谷—渋谷から江戸・東京へ—』（國學院大學渋谷学研究会・上山和雄編、雄山閣、平成23年）

教育開発推進機構

The Institute for the Advancement of Teaching and Learning

学生・教職員が相互に研鑽を重ねつつ、國學院大學の社会的使命を果たしてゆくために必要な教育体制の整備・充実・発展を促進する機関として、平成21年4月に教育開発推進機構を発足した。教育開発推進機構は、教育開発推進センター、共通教育センター、学修支援センターにより構成され、各学部と連携しつつ、本学の教育力向上に資する事業を展開している。

昨今、大学が社会や入学者（志願者）から最も期待されているのは、いかに「大学の個性」を活かした教育力を発揮するかであろう。そして「建学の理念」を中心に、大学としてのポリシーに基づいた教育の強化・充実はもとより、多様・多元化した入学者を円滑に大学教育に適応させ、幅広い教養と専門的能力を身につけた有為な人材として社会に送り出すことが求められている。そうした中、従来、「研究」機関として認識されてきた大学が、改めて「教育」機関であるとの認識に立ち、その力を高めていくことが喫緊の課題

となろう。そのためには、教員がそれぞれの持てる力をさらに開発して学生により良い授業を提供することはもとより、学修につまずいてしまう学生への目配りとケア、さらには大学の理念をより具現化しつつ、学生のレベルや志向などを見据えたカリキュラムの検討など、教員個人、あるいは組織としての教育能力開発への工夫と努力が問われている。

こうした取り組みを進める上では、高等教育行政や他大学の取り組み等の調査・分析、関連情報の収集等を進め、それらを基にした施策の検討などが必要となるが、しかし、

教員個人、あるいは教学関連部局においては、日々の授業や学生指導、全学的あるいは個別具体的な教学上の課題対応等が急務であり、それらに加えて上記のような取り組みを推進することは難しいことも現実であった。

そのため、教育開発に係る全学的な専門的機関の設置が希求され、平成19年度より機関設置の検討がなされ、平成21年4月1日より、機構長に赤井益久文学部教授・副学長、副機構長に加藤季夫人間開発学部教授・教務部長を据え、教育開発推進機構を発足した。

概要

教育開発推進機構は、「國學院大學における研究教育開発推進に関する指針」及び「21世紀研究教育計画」に基づき、「建学の精神」を具現化した教育体制を確立するため、本学の教育力向上と教養教育に関する調査・研究、全学及び各学部における人材育成の支援、そして学生への学修支援を主たる目的として発足した。本機構は、FD（ファカルティ・ディベロップメント＝大学教員の教

育能力を高めるための組織的取り組み）活動及び教育能力開発支援についての調査研究や施策検討を行う「教育開発センター」、社会に有為な人材となるための幅広い教養を身につける上での重要な教育プログラムである「教養教育」の調査研究と運営を行う「共通教育センター」、学生の修学相談など、学生の修学上の問題解決策について調査や検討を行う「学修支援センター」の3つの

センターによって構成され、これら各センターにおける事業の企画・検討・推進には各学部や本機構の教員、さらに関連事務局から選出されたセンター委員があたる体制をとっている。これにより、各学部との有機的な連携を図りつつ、教職員が一体となって本学の教育力向上に必要な事業を推進している。

教育開発センター

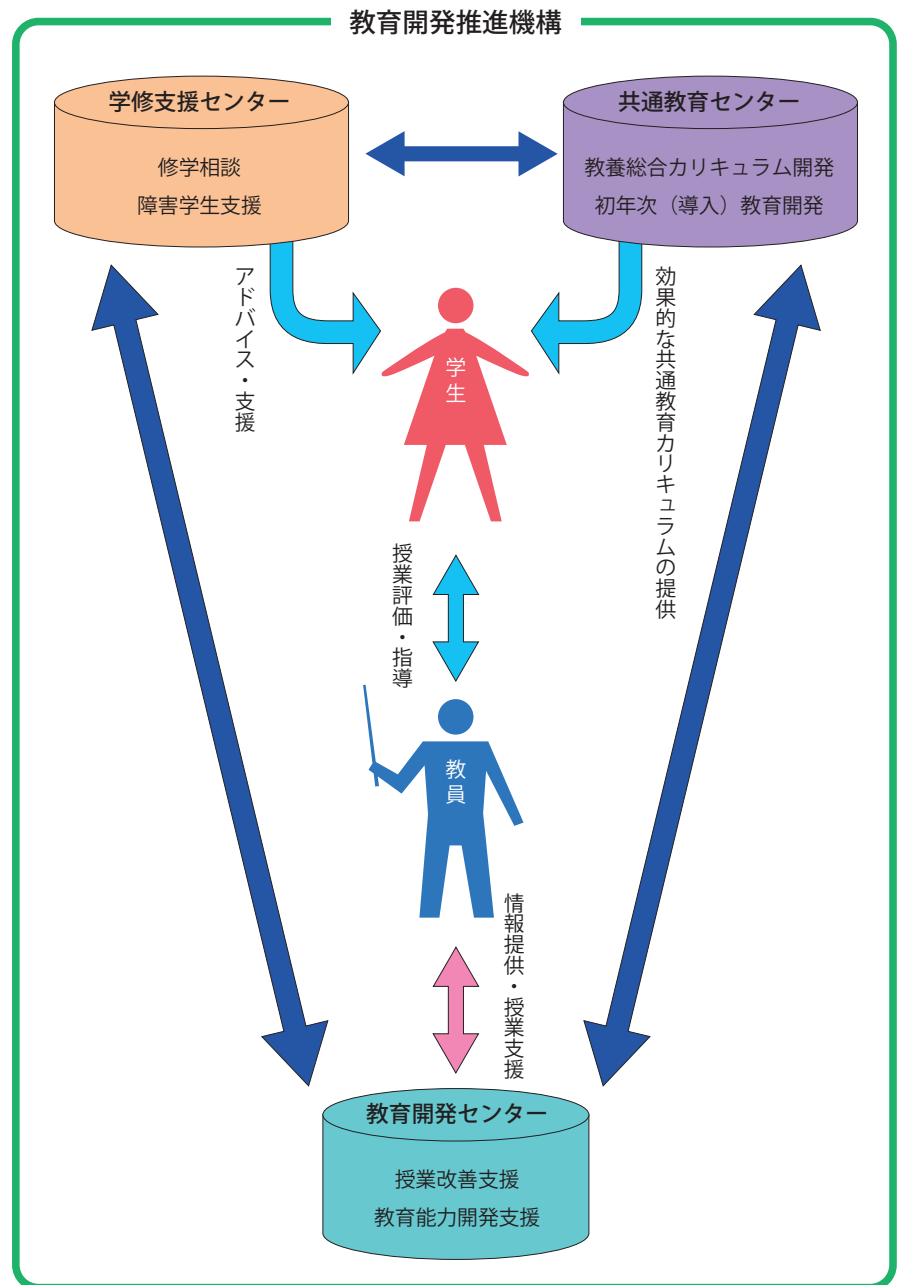
現在、大学に課されている大きな課題の一つに、授業や学生指導に対する教員の教育能力や授業効果などを向上させる活動＝FD（ファカルティ・ディブロップメント）の活性化が掲げられる。すなわち、大学教員は、自身の専門分野に関する研究のほかに、教育者として「いかに学生により良い教育が提供できるか」ということを考え、組織的な教育力向上を進めることが求められている。こうした教員の支援のために、高等教育行政や他大学の取り組みの調査・分析・研究などを基に、教員向け研修の開催など、効果的な授業を行うためのさまざまな事業を企画・推進する。

共通教育センター

共通教育センターでは、専門教育に合わせ、社会からとくに強く希求されている「幅広い教養」の提供や、資格取得のために設けられている「資格課程」など、学部学科にかかわらずに履修できる「全学共通科目」カリキュラムを開発し、学生が必要な知識や技能の修得をスムーズに進められることを目的としている。このため、さまざまなデータや他大学の事例などの分析を通して、事業の検討・実施を進めている。

学修支援センター

大学で学ぶ上で、毎回の授業の予習や復習、自身の修学状況の正確な把握、自身にマッチした効率的な学



3 センター概念図

習方法の模索など、学生自身のさまざまな努力が必要となる。しかし、こうしたことにつまづいてしまうと、それが留年や退学など大きなつまづきへ発展する場合がある。

このため、学修支援センターでは、学生の「学修」サポートのために必要な事例やデータの収集と分析などを進めるとともに、「学修支援セン

ター相談室」を設け、学生の修学上の「つまづき」ケアのため、履修や学習方法などに関する学生からの相談、あるいは学生対応に関する教員の相談等を専任の教職員が受け付け、アドバイスを行う体制を整えている。

○学修支援センター相談室

平成21年9月、渋谷キャンパス3号館竣工にともない、同館3階に「学修支援センター相談室」を開室した。同相談室は学部学生を対象に、学修に関する悩みや疑問について対面して相談する場所であり、履修相談等を受け付ける窓口の一つとなっている。

○FD講演会

本学教職員を対象に、毎年、高等教育研究の第一線で活躍している研究者を講師に招き、観点別教育目標シラバス・双方向授業・発達障害学生支援など、教育改善に関する様々なテーマで講演を行っている。

○FDワークショップ

一方向性の講演会のみならず、本学教員が最先端の教育スキルを習得する場として、外部研修において運営スキルを身につけた機構教員を中心に、「全国私立大学FD連携フォーラム」の協力のもとワークショップを開催。

○新任教員研修会

新たに着任する教員を対象に、本学の歴史や建学の精神、教学方針への理解の深化や教育スキルのさらなる向上のため、年間3回の研修会を開催している。

○高等教育シンポジウム

高等教育に関する諸問題と各大学の置かれた現状を報告・検討し、そ

の成果を広く社会に発信するため、高等教育研究者や本学及び他大学の教学施策担当者をパネリストに迎えたシンポジウムを開催。

○『教育開発ニュース』『國學院大學教育開発推進機構紀要』の刊行

本学の学部や各教員の教育への取り組み、他大学の先進的事例、学生FD活動などを学内外へ発信する『教育開発ニュース』（年間2回）、本学教職員による教育関係の調査研究の成果発表のための『國學院大學教育開発推進機構紀要』（年間1回）を刊行。



学修支援センター相談室



FD講演会



FDワークショップ



高等教育シンポジウム